会議

午前10時 0分開議

議長(増田 清君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時48分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問

議長(増田 清君) 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、共立湊病院と医療空白問題について。2、(株)ワイティービジネスの産廃処分業再開反対の取り組みについて。3、健全で安全な海水浴場の整備について。4、下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 皆さん、おはようございます。

本日の1番バッターといたしまして、議長通告順に従いまして一般質問をさせていただき たいと思います。

共立湊病院と医療空白問題についてであります。

共立湊病院の副管理者である石井市長は、3月定例議会におきまして、医療の空白はつくらないと明言をされたところであります。現病院の指定管理者であります地域医療振興協会の理事長から、契約期間(平成23年3月31日)が終わっても、すぐ撤退することはない。公益社団法人としてこの地域の医療に責任を持っていると、こういう答弁、確認を得ているんだと、こういうことでありました。

しかし、6月17日、公開で行われました運営会議によりますと、社会医療法人ジャパンメ ディカルアライアンス(JMA)とは、公募条件を前提として協議が調ったということが報 告されました。指定期間は新病院施設ができ上がって以降15年とのことである。いつの間にか10年の公募条件が15年に延びていたというわけであります。平成23年4月1日から24年5月までの間、新病院ができ上がるまでの間、いわゆる医療空白が生じてしまうということが明らかにされたと思うわけです。共立湊病院から医師、看護師等医療を担うスタッフがいなくなることがまさに明らかになったと思うわけであります。

このことは南伊豆町長とともに4月16日に記者会見を行っております。河津町長選の投票日が18日、この2日前に記者会見を市長はされているわけであります。既に市長はこのことをこの時点で承知をしていたのではないでしょうか。

まずお尋ねをしたい。市長として下田市民にまさにおわびをし、その責任を自ら問うべき ではないかと思うわけですが、まず市長の所見をお伺いしたい。

次に、何としても医療空白をつくらないようにしなければならないと思います。新病院が 開設されるまで現施設の医療サービスを続けるため、どのような努力を市長は下田市民に対 してしようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

下田市内での救急告示病院は河井病院だけではないでしょうか。第1次救急に対応いたしましても、手術の必要な救急、いわゆる第2次救急病院は、この地域におきましては共立湊病院と西伊豆病院だけであります。共立湊病院は年間1,500件からの救急に対応し、1,000件近くの手術を行っております。150床を持つ病院は下田、賀茂地区にはほかにないわけであります。第2次救急にどう対応されようとされているのかお尋ねをしたい。

4点目としまして、下田地区消防組合管内には救急車は4台しかございません。1台3人でコンビを組みまして3交代、36人で対応をされております。今でもこの4台のうち1台は順天堂病院、いわゆる管外に救急患者を搬送しているわけであります。これが共立湊病院がなくなるということになりますと、4台のうち3台の救急車が管外に搬送する。この河津、下田、南伊豆地区には1台の救急車しかない。この救急車もすべて出払うこともあるのではないかと思うわけであります。こういう大変な事態が予想されるわけですが、このことをどのようにお考えになっておられるのかお尋ねをしたいと思います。

まさに、このようなときこそ、賀茂医師会からも提案いただいております休日夜間の救急 センターを設置すべきだと思います。西伊豆、松崎地区に1カ所、下田、南伊豆、河津、東 伊豆地区で1カ所という具体的な提案が賀茂医師会からされていようかと思います。どうし てこのような具体的な案が検討され、前進といいますか、具体的な方針になっていないのか。 また、新病院建設に当たっては、当然今の共立湊病院より医療サービスが向上する病院にし ていかなければならない。そのことが下田市民に対します市長の大きな責任であると思うわけですが、この点についての所見をお尋ねしたい。

そこで、具体的には、市長として、小児救急や産婦人科医療についてどのように進めようとお考えになっているのか明らかにしていただきたい。下田、賀茂地区でのお産のできる医院は臼井医院しかございません。8床で年間約280件の出産分娩を担当されていると聞いております。臼井医院が存続できるよう支援をすべきではないでしょうか。

7点目としまして、地域医療を考えるシンポジウムを開催し、住民とともに、この難問題 を解決する世論を喚起していく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

坂総合病院名誉院長の村口 至さんは、「私の問題意識」というタイトルで自治体病院のあり方を説いております。学校で生徒の不幸な事件が起きたときは、校長と教育長がテレビの前で謝罪をし深々と頭を下げる風景は最近よく見られることである。しかし、救急車のたらい回しで命を失っても、自治体首長がテレビで謝罪をする風景は一度も見たことがない。近年多い孤独死、孤老死なども同様だ。医療は教育とともに公的なものとして社会的に位置づけられているはずであるのに、この違いはどこから来るのであろうか。そして、私たちはそのことに疑問を持たなくなっている。自治体病院を支えられない本質的な問題がここから見えてくるように思われるという一文を寄せているわけであります。

2009年度末を提出期限といたしました総務省の公立病院改革ガイドラインによりますと、病院経営の効率化、つまり医業収入をもって新病院の建設費や医療機器の購入費を賄う、医業収入で減価償却費をも充てると。この考えが指定管理者がいない事態をもたらした根本原因にあるのではないかと思うわけであります。

改革ガイドラインは4つのパターンに移行することを求めております。

その第1は地方公営企業法の全部適用であります。これで減価償却費を経費に入れると赤字になると主張しておりますが、下田市におきましては水道事業がこの全部適用と思いますが、まさに下水道事業も全部適用せよと、こういう論と同じであると思うわけであります。そして、第2は地方独立行政法人(非公務員型)にしなさい。3番目として指定管理者制度をやりなさい。指定管理者制度は既に実施されているので、独立地方行政法人の採用することはない。4番目は民間委託(売却)をしるという、この4つのパターンが改革ガイドラインのパターンでございます。

まさに15年後になりますと、医業収入ですべて賄うということになれば、民間委託にして いくという方向が明確に実態的に出てくるのではないかと思うわけです。この改革ガイドラ インに乗って医療改革を進める今日の危うさを感じざるを得ないと思うわけであります。

次に、ワイティービジネスの産廃処分業再開反対の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

産業廃棄物公害を下田で繰り返させてはいけない。不法操業のおそれのあるもの、住民合意のないものは不許可とすべきであります。

私たち自然破壊と廃棄物公害を防止する住民連合会では、5月19日、不許可を求める署名 1,817筆の署名簿を県知事に提出してまいりました。市民の過半数を超える1万2,862筆の署 名に続く今回の1,817筆の不許可を求める署名を尊重して不許可としていただきたい。少なくとも住民合意のないものは許可しないという姿勢を貫いてほしいという要請に対しまして、 県民部の環境局白井次長は、地元で業者と結ぶ公害防止協定も住民合意の一種であり、公害 防止協定が結ばれていないのに許可することはしないと明言をされておりました。このことを市長はどのように受けとめられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

地元では許可するなどの住民合意が得られる条件は全くないと私は思うわけであります。 市長はどのようにこの状況をご覧になっているのか、許可して公害が起きたら取り消すので は、取り消しが目的ではなく公害そのものの後始末を市民がやらなければいけない。その負 担を負うということになってしまうわけであります。以前の不法操業の後始末がされていな いと思いますが、市長はこの点をどのようにお考えでしょうか。

どのような点をもってワイティービジネスの申請内容、下田市内の産廃の処分を主として 行うなど信用することができるのでしょうか。あくまで不許可処分を求めていくことが解決 の道であり、地元住民が求めていることと考えますが、市長のご見解はいかがでしょうか。

黒い水や雨のたびに発生する泡などについては、県当局もその原因がわからないとしているわけであります。ぜひヒノキ沢林道沿線の環境影響調査を業者にさせるとともに、県、市 一体となって環境影響調査を実施し原因の解明をすべきと考えます。いかがでしょうか。

下田市大沢林道沿線の産業廃棄物処分場にかかわる違法状態を放置せず、国、県の責任において根本的な解決を図るようぜひとも求めていただきたいと思います。

また、下田市として林道管理条例をつくり、産廃車両の通行規制等を行うべきであります。

市長の所見をお伺いしたい。林業者が林業の施業のために1カ月間あそこの林道を占用したい、こういうような許可申請が出てきました場合、当然占用させるということになると思います。産廃車は1カ月間通れないというようなことが当然起きる道路であります。その点をどうお考えになっているのか、そういう調整をきちっとしていく条例を当然制定していくべきであると思います。

次に、下田クリーンセンターの産業廃棄物中間処理事業についてお尋ねをいたします。これまた桧沢林道沿線の一体としてとらえなければならない、下田市にとっては重大な問題であると思うわけであります。

下田クリーンセンター代表取締役田村繁臣氏が、下田市大沢字桧沢1711番地の155番ほか 2 筆、990平米、これは有限会社大伴産業地内に破砕能力1日当たり5トン、月当たり122トン、持ち込み量が月に400トン、うちリサイクルが月279トン、最終処理量が月121トンの中間処理施設をこの平成21年11月に既に完成をしていると思うわけであります。

これに当たって、土地利用委員会の対象面積に達していないのに平成21年8月25日には土地利用事業計画を下田市は承認をしているわけであります。まさに将来計画がその裏に隠れてあることは承知していながら承認をしてしまった。990平米というのは1,000平米以下であります。対象にならないものをあえてお墨つきをつけるような許可をおろしたということがその裏に隠されていると言わざるを得ないと思うわけであります。

将来計画は、余剰の1万2,000トンの処理、これは10年間以上大伴産業の処分場に放置されているわけです。県も承知で放置している。県自身が1万2,000トン放置されていることを認めている状態となっているわけであります。管理型処分場の設置を想定しているということを業者は言っているわけでありますので、これらの事業計画とあわせて当然土地利用で審議をする。今まで出しました許可は取り消して、審議をし直すということが必要であると私は要求をしたいと思うわけでありますが、この点についてどういうお考えかお尋ねをしたい。

そしてまた、下田クリーンセンターの事業計画は現在どのように進められているのか。現場を見ますと、産廃がストックされているという現状が見られるわけであります。どのような許可をとって、どのような運営が現在行われているのか明らかにしていただきたいと思うわけであります。

次に、健全で安全な海水浴場の整備についてお尋ねをいたします。

夏場の海水浴場でのお客さんは観光地下田にとって非常に大切であると思います。昭和59

年には173万人からの海水浴客が来ていただきました。しかし、21年度には65万人と、前年より増えたとはいえ最高時の半分にも達していないわけであります。

そこで、下田市の最大の観光施設であり、またイベントであるとも言えると思います海水 浴客を増やすために何をなすべきと市長はお考えでしょうか。誘客対策が必要になっている のではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、白浜大浜の不法営業行為、いわゆるデリバリー等の現状、21年度、昨年の現状はどうであったのか。そして、その対策について、どのような対策をとられたのかお尋ねをしたいと思います。また、白浜レステル前のごみ処理の、浜の前のごみの問題や交通安全の対策も検討が必要かと思いますが、これらの点はいかがでしょうか。

海水浴場の整備としてのトイレ、売店、シャワー、休息所など海水浴場の整備についてどうお考えなのか、どこに不備があるとお考えになっているのか、どう整備していったらいいか計画はおありなのかお尋ねをしたいと思います。

海水浴場へ流れてまいります生活汚水(河川水質)対策が必要と思います。いかがでしょうか。下田保健所で海水浴シーズン前に海水の水質調査を行っていようかと思いますが、その結果はどのように推移をしているのか。何よりも海水浴シーズン中の調査が行われていないという現状になっていようかと思うわけですが、その点はどのようにお考えなのか。ぜひ海水浴シーズン真っ最中に水質の調査をする、海水浴場をきっちり整備していくということの観点からお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画についてお尋ねをいたします。

まず、再編に当たっての基本的理念は何なのか。再編することによって、子育てや幼児教育の向上や父母の利便性がどう図られるのかお尋ねをしたい。

平成9年から検討されてまいりましたが、やったことは外浦保育所の廃止、浜崎幼稚園、 稲生沢幼稚園の廃止をしたことではないかと思うわけであります。

現在、幼稚園 4 園、保育所 8 園が開設されており、民間保育所 2 園を除く10園を市営で運営しているわけであります。市営10園を 3 園にするという計画となっているわけであります。幼稚園は下田幼稚園 1 園のみ残しまして 3 園は廃止だと、保育所は下田保育所 1 園のみを残し、他は廃止。新たに下田第 3 保育所跡地に認定こども園を開設するということに計画されているようであります。下田第 3 保育所は平成23年度に廃止をし、認定こども園は平成26年度に開設するとされております。この期間で十分市民と話し合い、検討する時間があるのでしょうか。時間的余裕がないのではないか。

また、認定こども園では子育て支援センターを併設されるということになっておりますが、 それなら現在第3で行っております子育て支援事業を当然継続すべきだと、こう思うわけで ありますが、いかがでしょうか。

3点目としまして、基本計画の実施に当たって、保護者や住民への説明会など、住民合意についてどのように図っていくつもりなのか。地域保育所としての歴史を持ちます須崎保育所、柿崎保育所、あるいは大賀茂保育所など、地域住民が育ててきた経緯があると思います。住民の保育所だという思いが地域住民に強く白浜保育所も含めてあろうかと思うわけでありますが、住民の意向を第一にして、それぞれの地域で子育てできるよう検討すべきであると思います。教育長の所見をお尋ねしたい。地域の子どもは地域で育てる、この前教育長の原則を真っ向から否定するような案は直ちに検討をし直すべきだと、こう思うわけでありますが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上、主旨質問を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) 最初のご質問でございます共立湊病院と医療空白の関係でございまして、幾つかのご質問が出ましたので、一つ一つ整理をしながらお答えをしたいというふうに思っています。

医療空白をつくらないように、どのような努力を市長はされているのかということにつきましては、昨日も別の議員の方からご質問が出ておりますが、これはやはり今、地域の方々が大変心配をしておるというようなことで鋭意努力をしておりますが、今、現指定管理者でやっております地域医療振興協会のご返事が、昨日申し上げましたように、まず議会で100条委員会の結果が出なければ我々は何もお答えをできないというご返事をいただいている中で、前へ進まないというのが現状でございます。

7月1日には病院組合の臨時議会が開催をされるということで、この中で新しい指定管理

者の決定、それから100条の最終報告も出るというようなことを聞いておりますので、この結果が出てから、現指定管理者の協会のほうにお話を聞いてくれるかというところからのまたスタートということになるのではなかろうかということで、この問題につきましては大変いろいろ選択肢がこれから出てくるというふうに思いますが、この地域に救急医療、医療空白というのは特に救急医療が大事でございまして、この辺も踏まえまして、何が最適かということを我々は判断しなければならない、こういう努力をさせていただきたいというふうに思っています。

3つ目の、救急関係で2次救急にどう対応するのかということでございます。

今現在、共立湊病院と西伊豆病院という中で2次救急に対応しておるんですが、現指定管理者である協会は下田病院でもって対応するという今までの見解が出ていますが、我々とすれば、そこで果たして2次救急が対応できるのかという心配もありますし、議員がおっしゃるように、60床という、今、療養型の病床でございますので、これをいつ一般病床にかえて、今入っていらっしゃる患者さんをどういう対応して一般病床に開放するのかという問題もこれからの問題点としてお話を聞かせていただかなければ前へ進まない、こういうふうな形になろうかと思いますので、仮定の話でございますので、今この段階でどうこうということではなくて、今申し上げましたように7月1日の臨時議会以降の対応ということになろうかというふうに思っております。

夜間の救急医療センターの問題も出されました。沢登議員は前々から夜間救急医療センターの問題につきましても熱心にご質問されておりました。

過去の賀茂の医療協議会の中で賀茂医師会長のほうから提案をされたことがございます。 西伊豆、松崎で1カ所、それから、東伊豆から下田、河津、南伊豆町で1カ所と、こういう 中で、新たな施設をつくるのではなくて、現存しているクリニック等の施設をお借りして医 師の派遣ということで考えたらどうかというご提案があったことは事実でございます。

ですから、今、議員がおっしゃっていることは、その医師会のほうから提案があった夜間 救急救命センターの問題というふうに理解をしておりますが、その段階で当然のことながら 6 市町の長で話を持ちました。はっきり申し上げまして、東伊豆から南伊豆の中で、東伊豆町、河津、下田、南伊豆、この広いエリアで夜間救急救命センターが 1 カ所というのはだめだと。まず、こういう意見が首長のほうから出ました。いわゆる遠くなる部分からすれば、今の共立と同じような認識度というものがもう既に発生をしております。それから、他の首長のほうからは経費がかかり過ぎるというような形の中で反発が出ておりまして、この件に

つきましては、共立湊病院以上に、6つの首長の合意をもって救急救命センターをつくって いくという問題につきましては、時間がかかる問題ではなかろうかというふうに思います。

ただ、今回、JMAから出されました指定管理者の申請書の中には、地元の医療、医師会としっかり連携をとりたいというような内容が書かれております。この中で、当然高度な医療機器を持つ新病院ができるわけでありますので、地元の医師会も何らかの形でこういうものを利用していただく、あるいは1次救急につきましてもこの病院を使ってやっていただくことに対してはぜひ連携をしていこうというような内容のものも含まれておりましたので、こういう議論がこれから6首長の中では議論としてはされていくのではないか、こんなふうに思っております。

産婦人科の問題、新病院ができるのであれば現在より医療サービスを向上させなければならないという問題でございますが、長年の課題でございます。市内の臼井産婦人科さんに大変頼りきっているという現状がございます。今現在、下田市では年間150人から160人のお子さんが生まれております。そのうち大体90人以上がこの臼井さんにお世話になっている。あるいは予約等がとれない場合、あるいはお嫁さんが下田の方じゃなくて、例えば東京、横浜のほうから来られているとすれば、親元で子供を産みたいということで管外での出産ということがかなりあります。近場では順天堂の産婦人科が扱っている。こういうような中で大変不安定な状況であるというふうに思っております。

ですから、こういう公立病院の中に産婦人科ができるということが、やはり地域の方々の大きな要望であろうかと思います。しかしながら、ご存じのように産科の先生を確保するということは全国的に大変な事態であるというようなことも踏まえまして、JMAのほうとすれば、産科についても医師の確保ができるという見通しが立てば前向きに考えていきたいという申請内容になっておりましたので、またこれは湊病院組合議会の中で指定管理者の選定、議決に当たっての議論とされる可能性があるのではないか、こんなふうに考えております。

地域医療を考えるシンポジウムを開催したらどうかというご提案でございます。

住民と一緒にこういう難問題を解決していくべきだという議員からの提案でございますが、確かにシンポジウムというものはいろいろな角度で開催をされると思います。ただ、今現在、この医療シンポジウムというのは目的をしっかり持って開催しなければぐちゃぐちゃになってしまう。ただ開催をしてしまったシンポジウムになってしまうんじゃないかということを私自身は考えております。

ですから、開催をする、市民の意見も聞いてみたい、市民にもこういうことを理解しても

らいたい、こういう目的がしっかりできた時点であれば、何の目的に開催する医療シンポジウムかと、こういう判断を考えて諸問題の方向性がしっかり出れば、こういうのもやはり市民にいろんなことを知っていただくために開催する必要があるのかと、こういうふうに考えておりますが、今現在はその時期ではないというような判断を私自身はさせていただいているところでございます。

国の総務省の公立病院の改革ガイドライン、これにつきまして大分反発をされているようでございますが、昨日の議会でもこの辺に触れてやらせていただきましたが、この国の改革ガイドラインによって我々は医療改革プランをつくりました。そして、その内容によって今こうやって指定管理者が名乗りを上げていただいたということになっております。議員のほうから一つ一つ、こういうものはおかしいんじゃないか、例えば減価償却の負担の問題とか、こういう内容をやっていくと経営というものだけに走ってしまう病院ということで、病院が行き詰まったときにはいろんなものを、不採算部門をどんどん切り捨てるんじゃないかというようなご心配はあろうかと思いますが、今回の指定管理者は、この内容をすべて受け入れてくれて、より以上に頑張っていこう。ということは、不採算部門と言われております小児救急の部分だとか産婦人科、それから、もし地域の方々の要望があれば、そのほかの診療科目というものにつきましても考えていくという姿勢が出ていることは大変前向きであるというふうに思っております。

ガイドラインの4つのパターンの中で、地方公営企業法全部適用から始まりまして、独法、それから指定管理者、民間委託というようなこと、これはまさに無責任な提言であるというふうに言われましたが、今、全国で公立病院の運営、経営というのが大変な苦労をしておる中で、独法にしようか、あるいは地方公営企業法全部適用にしようか、あるいは指定管理者にしようかということで悩んでいる公立病院がいっぱいあります。二、三日前の新聞にも出ておりましたが、焼津の市民病院がこの地方公営企業法全部適用ということでいけることになって、市長としては大変喜んでいるというコメントが出ておりましたが、大変今そういう面で悩んでいる中で、この地域につきましては、いち早く民間の中での指定管理者制度を既に実施をされているということで、全国的にも前に前に進んでいる公立病院であるという認識を持っておりますので、ぜひこのやり方でもってこのまま進めていくことがこの地域にとりましては大変いい形になるのではないかというふうに思っております。

いわゆる経営の悪化と医師不足によりまして医療機能低下が指摘をされているのが現状の中で、これをしっかり考えた病院経営というものをやっていかないと、どうしても結果的に

医師が今度はやめていく、少なくなった医師で過重勤務をしなければならない、こういう問題が出てくることが、さらに追い打ちをかけて公立病院が疲弊をしているという状況を考えますと、このガイドラインの示した内容というのは僕は大変評価をさせていただいているというふうにお答えをしたい、こんなふうに思います。

ワイティービジネスの問題でございますが、議員は住民連合という組織の中でも大変この問題については熱心に取り組んでいらっしゃる。これはまさに下田市民にとりましては大変長い間の苦しみというものがまたここで再燃するというような時期になっておりまして、大変大きな関心を呼んでいる問題でもありますし、また、市民の多くの方から1万2,000を超える署名等も出ておるということで、私自身も今この病院問題と同じようにあわせて大変大きな問題として認識をして取り組んでおります。

やはり最終許認可権を持っている知事とも3回ほどお話をさせていただきまして、下田の考え方をしっかりお伝えをしてですね、本来ならば申請があってから50日程度である程度の方向性を持っていかなければならない許認者のほうも、既に1年7カ月もこの問題について話し合いに応じてくれているということは、どっちかといったら過去のそういう中で異例な状態になっているのではなかろうかというふうに思います。

しかしながら、この話し合いの中で一番最終的な問題というのは、やはり法的判断というのを下さなければならない時期に来ておるというふうに私は思っております。この話し合いの中で県の顧問弁護士さんの見解がまず示されました。我々はおそれ条項の中で再度また不許可にしてもらいたいという思いを持っていたんですが、おそれ条項が既に使えないというご説明がありました。しかしながら、今度は我々とすれば下田市の顧問弁護士の話を聞かなければならない。こういう中で、下田の顧問弁護士さんのお話が、少し我々寄りのお話を聞かせていただきました。

ということで、この県の顧問弁護士、下田市の顧問弁護士さんのやはり一体性を持たないと我々は法的判断ができないという中で、県の顧問弁護士さんのお話を聞く機会を持たせていただきました。それから、下田市の顧問弁護士さんのお話も県のほうに聞いていただくという中で、両方の弁護士さんの法的見解というものが、やはり一番最終的に下田市にとってベストな判断をできる材料になるのではなかろうかという中で今現在進めているわけであります。

先般、対象になる大沢、蓮台寺、それから大賀茂、この3区の住民に対しての説明会をやらせていただきました。この中でも、やはり話を聞いておりますと、法的判断、私は市長と

して最終的に、市民も全部反対、それから、我々当局も市長初め、もろに反対、議会も反対 という意見書を採択している。まさに下田全体がこの問題については許可に対して反対をし ているんだと、こういうことをしっかり伝えてありますが、やはり最終的には法的に判断を しなければならないといったときに、これをもう県のほうは不許可にできないという状況で、 許可せざるを得ない状況になっている。

それだったら何も条件をつけないで許可が出される心配があるという中で、我々とすれば、 地元が苦しんできた中で、こういうことをやっていっちゃ困る、こういうことは条件をつけ たい、こういうことはしっかり守っていただきたいという公害防止協定をしっかり地元の 方々とつくって、これを県の許可の条件の中に入れていただくことによって被害を食いとめ ることができるというような考え方も必要ではないかという形で今私自身は考えているとこ ろであります。

市長とすれば、このまま反対をして、もし県が許可を出さない中で訴えられた場合には、 裁判所の判断は、多分90%以上県のほうが負けるという弁護士の見解でございます。そうなったときには、ほとんどもう県は許可を出すまでに条件を地元と話し合う時間がなくなってしまいます。ですから、こういうことを考えたときに、市長とすれば、最終的な判断が下田市民にとってベストであったという判断をしたいというふうに思っております。これからまだ少し時間がかかるかもしれませんが、そういう中で取り組みをしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

そのほか幾つか細かいご質問が出ましたが、特に林道の関係等につきましての市長の見解ということでございますが、現在、議員から発言されました管理条例が継続審議になっているということで、これはその動きを見守っていきたいという思いもございます。あとの問題につきましては担当のほうから答弁させていただきたいと思います。

3つ目の下田クリーンセンターの産廃中間処理業につきましても、これは副市長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

海水浴場の問題でございますけれども、これもいよいよ海水浴場が夏期対としてオープンをする時期になりました。特に白浜大浜につきましては毎年大きな問題点を抱えているということもございます。

まず、1点目の海水浴場の誘客対策ということでございますが、昭和59年に173万人が来ていたと。昨年は54万人でございます。本当にもう3分の1以下になってしまっているというのは、確かに海水浴に対するお客様の考え方、それから旅行の形態が大きくさま変わりし

ているというふうに思っております。

昔は、例えば関東圏、東京、横浜、この辺の方がほとんど下田へ行ったよというような声が聞こえるくらい下田の海水浴場は大変な人気だったんですが、現在はこれだけのお客様になっているというのは、これはまず世の中の仕組み、流れが変わってきていると思います。若い方は昔は真っ黒になるのがいい、女性も男性も関係なく日に焼けて真っ黒、今は黒く焼けることが逆に紫外線の中で大きな健康被害というようなことも取りざたされている問題でございます。

それから、家族の中でも、今の若い方々がお父さんお母さんになって、海になじみがなくなっている方がだんだん多くなってきている。こうなると子供を連れて海水浴に行こうという気持ちもかなり減ってきているというような、いろんな要因があってこれだけの3分の1になってしまったということだと思います。

誘客につきましては、当然のことながら下田の夏の海のきれいさというものは、ポスターとかいろんなキャラバン等でうたっておるわけでございまして、特にこれをうたったら下田に多く来てくれるということは、ヒット作というのはないと思っています。現実的にもうどこの海水浴場も大きく減少している中で、ただ、これだけのやはり50万60万というお客様が来ていただいているというのは、まだ下田は頑張っているほうだと、こういう認識を私自身はしておりますので、あとはやはりこのきれいな海の環境状況を守るということが大変大事だなというふうに思っております。

大浜の不法営業につきましては、毎年パトロール等やっておるんですが、あの条例の中で、その方との、地元がとにかく店を出さないということであれば、これは共存共栄スタイルみたいな形の雰囲気が今できちゃっています。我々も地元に入って言っても、いや、これで結構掃除もしてもらったり何をしてもらったりして助かってるよなんて声まで聞こえるような状況になっておりますので、様子を見ながら、やっぱり地元の支部の方々がどういうふうに考えていこうかということになってくるのではなかろうかと思います。

ごみの収集につきましては、収集業者と委託契約を結んで徹底した対策をしております。 浜地内にごみを置いていかないように、浜地内に大きなごみの集積用のあれをつくって、それを回収してやるとか、いろんな形の中で対策をしております。

交通安全の問題につきましても、支部の役員とか警察の方にもパトロール的なことをやっていただいて、横断歩道以外の横断の禁止等をしっかりと見ていただくような形で、事故がないような対応をさせていただいておるところでございます。

あと、施設関係のものにつきましてはそれぞれ支部のほうで対応してやっております。少 し不平不満、トイレ等も若干汚くなってきたり古くなってきたということにつきましては昨 日述べました。また、市の直轄のトイレにつきましては、トイレの整備計画に沿っていろい ろ検討させていただきたい、こんなふうに思っています。

海水浴場へ入ってくる生活排水でございますが、今回の環境省の検査では、外浦がやはり5年続いてAランクということでございましたけれども、残りの8つの海水浴場はすべてAAということで全く問題がない。きれいな海であるということになりました。こういう結果を踏まえまして、これからも外にPRをしていく必要があるというふうに思います。

先ほどの、海が開く前の検査じゃなくて、実際に海が開いて海水浴場がにぎわっていると きの水の検査も必要じゃないかということにつきましては、環境対策のほうで、場所によっ てでしょうけれども、8月に水質の検査をしていますので、その辺また担当のほうから報告 をさせていただきたいと思います。

あと、幼保の問題につきましては、また教育委員会のほうからの答弁という形にさせていただきたいと思います。

それから、一番最初に肝心なことがありました。

病院問題で市長が市民におわびしろという問題、ちょっと僕は何を言ってらっしゃるのかわからないものですから、今の答弁を聞いていて、もう一度もしあったら再質問の中で、何で私がおわびをしなければならないのかということを、この議場であなたが言われるのかちょっとわからないものですから。これだけ努力をして、これだけ2次救急の空白をつくらないように努力をしているという中で、4月16日の記者会見云々という話が出ましたけれども、ちょっと意味がわからないものですから、またもし必要であれば、もう1回謝れということで後ほど再質問の中で指摘をしていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) それでは、私のほうから下田クリーンセンターの産業廃棄物中間処分業についての答弁をさせていただきたいと思います。

議員からは2点ほど質問があったかと思います。

まず、事業計画の承認を取り消すことを求めますというのが 1 点、また、クリーンセンターの事業計画が現在どのように進められているか、あわせて尋ねたいという質問でございました。

1点目につきましては、これは議員言われるような内容で申請が出てまいりまして、21年

8月25日付で承認を行っております。現在この施設はまだ稼働はしておりません。5月17日、つい数日前でございますけれども完了検査を行いました。その時点では破砕機の稼働状況が確認できなかったということで、再度、22日ですから一昨日、その機械の稼働状況の検査をいたしました。そうした中で、機械の設置状況とか、また、破砕時の粉じん、また破砕時の騒音、これらにつきましては特に問題がないということで合格の検査となっておりまして、近々その通知を出す予定でおります。

これにつきましては、前にも質問をいただきまして、土地利用の指導要綱や下田市の行政手続条例に基づいて審査をして承認をしたものでございます。議員が言われるように、これに関連して、後ろにある最終処分場といいますか、管理型の最終処分場のお墨つきを与えるような審査ではなかったかということでございますが、決してそれはございません。しっかりとこの中間破砕処理の申請につきましては、今言いましたように、本承認は中間処分場の設置及び運用のみについての承認であるということで、こういうことの条件をつけての承認でございますので、業者側が手続条例等々に基づいて再度最終処分場の申請があれば、それは条例や法に基づいて審査をすることになりますので、今言いましたように全然別個のものであろうかと思います。

それから、現在の稼働状況につきましては、今若干述べましたけれども、まだまだ稼働していない状況でございまして、検査合格をした後、県のほうの処分業、それから運搬業等々の許可の申請が出されるということでございまして、これもまた1カ月や1カ月半ほど日時がかかるのかなというふうに思っておりまして、承認時に条件を出しました稼働前に地域の方々にしっかりと説明するという条件については、この間で行うというふうに業者のほうから連絡をもらっているところでございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) 教育長。

教育長(野田光男君) 議員のほうから幼保の再編計画につきまして、大きく3点について ご質問をいただきました。

2点目の、実現までの時間的余裕、子育て支援センターとの関係、これにつきましては課 長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、再編に当たっての基本理念と子育てや幼児教育の向上、父母の利便性が図られるか、 こういうご質問でございますけれども、まず、理念につきましては、3点をその理念である と、このように理解をしたいと思います。 まず、1点目でございますけれども、幼稚園、保育所それぞれの設置の目的にこたえることができること。2点目は、保護者の就労支援、これをしっかり図ること。それから、3点目は、行政としての責任を果たすことと多様化する保護者のニーズ、これにしっかりこたえること。この3点を大きく理念と考えております。

まず、それぞれの設置の目的にこたえるということですけれども、これにつきましては、 幼稚園の教育要領、それから保育所の保育指針、これに、まず幼稚園教育では、義務教育及 びその後の教育の基礎を培うこと、保育と心身の発達の助長を図ること。保育所につきまし ては、保育に欠ける子供の保育、それから健全な心身の発達を図る。このようなことがここ に示されております。それにしっかりとこたえることができる、これをまず1点目の基本理 念としたいと思います。

それから、2つ目でございますけれども、保護者の就労支援、これにしっかりこたえることということでございますけれども、利用されている幼児の数から見てみますと、現在では保護者の就労支援としての意味合いが大変強くなっていると、このように考えられます。そういう意味では、保育所入所率の高さからも、就労支援、生活支援、これが求められている。これにしっかりとこたえていくことが重要ではないかと、このように考えております。

それから、3点目でございますけれども、行政としての責任と多様化する保護者のニーズへの対応ということでございますが、特に大事なことは、子供の命を守り、安全で安心して子供を預けることのできる施設、つまり耐震性のある施設をしっかりと確保すること。それから、柔軟な保育時間によって就労しやすい環境をつくること。これによって就労支援、それから生活支援ということになるのではないかと、このように思っております。

なお、最近では保育所でも幼稚園と同程度の教育をしてほしいと、こういう要望も大変強くなっているということでございます。そういう意味では就学前教育の充実を図る、このことが大切ではないかと、このように考えます。

以上、再編に当たっての教育理念につきましては、以上の3点が受けました最終報告から 基本理念であると、このように理解をしているところでございます。

なお、この基本計画については、これらの課題に責任を持ってこたえるための再編計画でありまして、現在の状況を総合的に見て、考えられる最善のものであると、このように思っております。

なお、期待される効果としましては、子供の命を守る安全で安心な施設の確保ができる、 安心して子育てのできるまちづくりにつながる、より柔軟な保育時間への対応ができる、就 学前教育の充実向上を図ることができる、財政負担の軽減にもつながる。このようなことが 期待されるものとして考えているところでございます。

なお、利便性につきましては、一番心配されるのは、やはり遠くなる、そういう家庭が出てこようかと思います。そういう意味では送迎の問題が考えられるかなと思いますけれども、これにつきましては、これからの説明会等の中で意見をいただく中で、利便性の高い、負担の少ない、そういう方法を検討していかなければならないと、このように思います。

続きまして、基本計画の実施に当たっての住民合意、このことにつきましてですが、幼稚園、保育所は基本的には義務教育とは異なっているわけですけれども、保護者、家庭の必要に応じまして、就学前教育への支援、それから保育に関する就労支援をするという、このような観点から、合意につきましては施設の設立趣旨からも、保護者の理解、意向、これを最も大事にしていくべきではないかと、このように考えております。今回の幼保再編計画は、下田市における就学前教育、幼稚園、保育所の今後のあり方、これを保護者、地域の皆さんからも意見を求める中で、ともに計画をよりよいものにしていくための基本的な計画であると、このように考えています。

特に、子供の命を守らなければならない施設、安心して子供を預けることのできる施設、これが早急に求められていますことを考えますと、再編を通しまして考えなければ実現も大変難しいのではないかなと。このことはご理解をいただけるものと、このように思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長(増田 清君) 環境対策課長。

環境対策課長(藤井睦郎君) それでは、市長のほうからワイティービジネスの関係の答弁がありまして、その答弁以外の部分でございますけれども、 番目の質問の中に、2番目になりますけれども、許可する住民合意の条件は全くないと思うがどうかというご質問があったかと思います。

これにつきましては、市長もいろいろお話されておりましたが、まず交渉のテーブルに着いて、そして相手とよく詰めて、その辺の状況を見ながら交渉していかなければわからない部分もあろうかと思うわけでございます。19日に説明会を開催した中で、確かに住民の方々、基本的には賛成できないという、また、不許可という思いの強い方々も多々あったということも感じたところでございますが、全く交渉の余地がないというふうでもないのではないかというような雰囲気も感じさせていただいたところでございます。

それから、もう1つ、許可後に公害が起きたら取り消すということ、それは取り消しが目 的ではなくて、公害の後始末は市民が負うことになるのではないかと、こういうご質問だっ たと思います。

そういうためにも、万が一にも後始末をしなければならないほどの事態というものは絶対に起こさせないということのためにも、県のほうからの提案もあったわけでございますが、 監視委員会というものを設置して、以前の監視よりもより厳しくですね、県も入って、地元、 市とともに監視をしていったらどうでしょうかと、こういうお話もありまして、そういう中 から問題が起きないように常に監視をしていくということになりますということです。

それから、2番目の大きな質問で、以前の不法操業の後始末がされていないのではないかと、この点をどう考えるかという、具体的に何の後始末のお話かちょっとわからないのですけれども、5月の住民連合さんの会報の中に焼却灰の話が出ておりました。また、住民連合さんの県知事への質問の中にもそういう文言がありまして、そのことだというふうに思いますが、それに対して私もこの回答を見させていただきました。多々調べた結果が出ておるわけでございますが、市といたしましても、そういう確認を再度というか市としてもしていくということでいきたいと思います。

また、大きな3点目にですけれども、どのような点をもって申請内容の市内の産廃処分を 主として行うということが信用できるのかと、こういうお尋ねですが、この辺いろいろその 申請書の中に市内の業者との取引という記載があります。その辺、実態を私たちも聞いてい る、調査してみました。そういう中で、県の見解といたしましては、許可になってから初め て営業活動というものが本格的にできるわけであって、申請の段階においては予定という中 での記載であると、こういう解釈の話をしています。そういう中で、我々といたしましても 業者との協議の中でこの申請内容についてのことも詰めていきたいと、こういうふうに思っ ております。

4つ目には、あくまで不許可処分を求めていくことが解決の道であって、地元住民がそれ を求めていることではないかと、こういうご質問でございます。

この辺、市長がお答えになったところがありますが、やはり同じようにまた違法なことをするのではないかと、こういうことは今までずっと1年7カ月にわたって一体となって主張してきたところでございますけれども、先ほどの市長の答弁のとおり、おそれ条項の適用が難しいと、こういう見解の中で、法体系の中でいかに住民の生活を守っていくのかと、こういう観点の中から最大限知恵を絞って、この協定の交渉をしていく中で厳しく監視していく

方向ということになろうかと思います。

5番目に、黒い水と雨のごとに発生する泡の原因はわからないから、環境影響調査を業者 も、また市も県も一体で調査すべきではないかと、こういうご質問でございます。

この点につきましては3月に沢登議員さんもご質問された記憶がございますが、そういう 部分につきましても、あくまで業者にこういう地元としての疑問、不信があるわけでござい ますので、協議の中で確かな調査をするということを求めていきたいというふうに思います。

また、6番目に、林道沿線の産廃処分場に係る違法状況の放置という、国県の責任において根本的な解決を図るべきだと、こういうご質問でございます。このことについては、その後ご質問したクリーンセンターの中で話が出ている過剰な埋め立ての1万2,000立米のことととらえてよろしいでしょうか。

その件につきましては、やはり市といたしましても早期の解決をしていくということが望ましいわけでございまして、このことについて県にもそういう方向で求めていきたいというふうに思っております。

ワイティーのほうのご質問は以上でございますが、もう1個、海水浴場の整備の件の中で、 河川への生活排水の流入ということの部分のお答えでございますけれども、環境対策課とい たしましても毎年この河川につきましては検査をしております。

そういう中で、海岸に流入する河川といいますと、まず、白浜では宮前川があります。ここで白浜の神社前でございますけれども、そこで調査を1点しております。この汚れる、きれいの基準というか見方のものは、大腸菌の群数という部分が海の調査でも1つの指針になりますけれども、5年間の推移を見ますと、9万2,000という数でございましたけれども、この21年の数では3,500ということで減少が見られております。また、吉佐美のほうの大浜のほうの部分でいきますと大賀茂川になるわけですが、調査地点がはまぼうブリッジのところでございます。そこで5年前には16万個という大腸菌群数でございましたが、21年の調査、これはいずれも8月の採取でございますけれども、7,800というような大幅な減少の状況が見られているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) 学校教育課長。

学校教育課長(名高義彦君) それでは、私からは幼保再編整備に関しまして、この期間で十分検討し実現する時間的余裕はあるのか、そして、下田第3保育所の子育て支援事業を継続すべきではないか、その2点についてご答弁させていただきます。

まず、施設の老朽化は待ったなしの状況にございまして、いつまでも検討ということにはならないというふうに考えております。そういうことで、今後、保護者や地域の方々への説明、そして審議会の審議のための時間、周知期間、そして、あと手続的なことですとか工事期間を含めまして、今年度から25年度までの4年間は最低限必要な期間というふうに考えております。

第3保育所で行っておりました子育て支援事業の実施につきましては、これまでこの場でも議論させていただいたところでございまして、第3保育所での実施が保育所運営において難しくなったということで、週3回の実施を、そのうちの1回を中公民館において実施するというような方法をとらせていただいた経過がございます。その後も保護者のニーズというものは高まっているというようなことから、今年度より敷根に新たに子育て支援センターが開設されまして、そこで事業実施がされているということでございます。

新設園、認定こども園には、子育て支援機能を持つ施設ということになりますので、今後、 開設した際には敷根のセンターの子育て支援事業とすみ分けをした運営をしていきたいとい うふうに今後検討していくこととしております。

以上でございます。

議長(増田 清君) 質問者にお願い申し上げます。

ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時10分休憩

午後 1時15分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

主旨質問に対する当局の答弁は終わりました。その中で答弁漏れがありましたらご指摘を お願いいたします。

1番(沢登英信君) 3月議会におきまして、吉新理事長と話し合いをして、3月2日ですか、話をして、医療空白はつくらないと、この議会で明言を市長はしています。その責任はどうとられるのか。結果的に今の状態は吉新理事長はそういう見解ではありませんね、状況からいきますと。医療空白が明確に出るような状態になっていると思いますが、3月議会に答弁されたことをもう忘れちゃっているんですか。答弁漏れで、第1点で聞いているんです。

議員に対する責任、議会に対する責任をどう考えているんですか。

議長(増田 清君) ご静粛にお願いします。

市長。

市長(石井直樹君) 3月の議会で、たしか鈴木 敬議員のご質問の中で、医療空白ということが大変心配だということにつきまして、医療空白はつくらないという答弁をしたと思います。それに向かって今努力しているというのは再三説明しているじゃないですか。

だけど、全くよく理解してくださいよ。7月1日の臨時議会が終わらないと地域医療振興協会さんは話を聞かないと言っているんですから、そこまで待ってくださいと言っていることがなぜ悪いんですか。それに対して何で、今の段階で市民にわびろとか、こういうことを言っているからおかしいんじゃないかということを言わせてもらったんです。

議長(増田 清君) 1番 沢登英信君。

1番(沢登英信君) 大変責任のない答弁だと思うわけです。 3月の時点では医療空白をつくらないと、吉新理事長の明言を受けているんだと。私はそれに対してきっちり契約者会で契約更新を図って契約をすべきだと、こういう提言をしましたけれども、そんなことしなくても大丈夫なんだと、こう言っているわけです。

今度は7月にそれを先延ばしして、7月になれば決まるからいいんだと。こんな状況に応じてくるくる変わるような答弁をしていていいのか。議会無視も甚だしいですよ。自らの答弁にまさに責任を持っていないという、こういう姿勢じゃないですか。きっちり前言を取り消すなり何なりして、状況はこういうわけで違いましたと、申しわけありませんでしたと議会に言うのが当然市長がとるべき姿勢でしょう。市長たるもの、前議会で言ったことと違うことを言っていいなんて、こんな議会だったらですね、そんなこと決められないでしょう、違いますか。

7月1日の100条調査ということが、市長も言われているようですが、その結果が出ると。しかし、100条調査委員会は地域医療振興協会に疑問を持って調査をしているわけです。そうじゃありませんか。状態から言えば、当然聖勝会が圧力を受けたと言っているんですから、その圧力は聖勝会に証明をしてもらうというのが一般の考え方ですよ。それが100条調査委員会が中に立ってやっている、こういうような仕組み自身が管理者としておかしいと思わないのかと。医療空白が明確に出るということが現時点で明らかになっているんじゃないんですか。まだ時間があるから先のことだというような、こんな姿勢で150床からの病院が運営できると思いますか。その点について再度お尋ねをしたい。

それから、もう1点、南高跡地に移転するに当たりまして、入り口の国道のところがなかなか大変だと、こういう問題が他の議員からかつて出されたと思うわけです。それに絡んで、 具体的に言うとスーパーあおきの駐車場を入り口に欲しいと、その交渉をこの病院議会の議 員がやられているというような話を聞きましたけれども、それは事実かどうか。管理者として認識しているのか、下田市長として。あわせてお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、救急医療の休日夜間救急体制のことでありますが、せっかく賀茂医師会から具体的提案があったと。しかし、首長間で話し合ったところ、東、河津、下田、南で1カ所とは大変少ないので対応できないと。これではまずいじゃないかと、こういう議論があったら、それならそこを2カ所にしようとか3カ所にしようと検討するのが市長の姿勢であるべきではないんですか。そういう意見が出たから、それでもうこの医師会からの提案は検討事項にならないんだと、そこに第1次救急の大変な問題がありながら、それを放置するという姿勢の市長の態度はやはり改めていただくべきではないかと。せっかく賀茂医師会がそういう提案をして、その提案に不備があるなら、ここをこういうぐあいに直していただいて協議しましょうと。

しかもですね、お金がないからやらないんだ。それこそとんでもない話じゃないんですか。下田市民にとって医療の話は単にお金の問題ではなくて、どうその医療を確保していくかということが根本の原則になければならない。医師会の提案ですと、たしか3,300万円ぐらいの経費を出してくれれば運営できる、全体でですね。そういうところまで踏み込んだ提案が協議会の中でなされているのではないんですか。医業収入が全部入らないわけじゃないんでしょうから、1,000万円ぐらいの医業収入が入ったとすれば、2,000万円内外の費用があれば夜間救急センターが、施設を建てなくて、そういう賀茂医師会の病院の施設を借りることができるということになるのであれば、具体的な話としてそういうことが進められていくのではないか。まさに市長がやる気がないというか、そういう姿勢がないことが一番の問題ではかと思いますが、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 今ご質問があった、あおきさんの駐車場というのはどこのことですか。 〔発言する者あり〕

市長(石井直樹君) 駐車場ですか、こっちから行って国道の左側の駐車場ですか。 [発言する者あり]

市長(石井直樹君) どこの場所のことを言っているんですか。

〔「スーパーあおきの駐車場です」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) 駐車場というのは国道の左側の駐車場......

〔「駐車場は右側もあおきの駐車場です」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 位置を明確に説明してあげてください。

市長(石井直樹君) ちょっと質問の内容がね、具体的にきちっと言っていただけないと僕 も理解できませんので、駐車場というのはどこのことをおっしゃっているのか。

〔発言する者あり〕

市長(石井直樹君) 今、あおきの駐車場という具体的な名前まで出されましたから、どこの場所を沢登議員は指して今質問されているのかという、私答えるのに必要ですから、それ を聞いているんです。どこですか。

〔「道路の両側に、左側にも右側にも駐車場があります」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) 左側はわかりますよ。今、現に使っているところ、右側ってどこですか。

〔「右側というのは、歩道橋の南校側に有るじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) あおきの駐車場ですか。

議長(増田 清君) 1番議員、元のスタンドのところですか。

〔「スタンドの有ったところ」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) 何があるところ。

〔「ガソリンスタンドです」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) いやいや、まあ、じゃわかりました。ちょっと右側の駐車場というのがよくわからないんですが、どこのことを言っているのか。

そういう、今言った議員さんがどうのこうのというのは僕らは一切知りません。今初めて 聞きました。すごい情報持っていますねと思ったんですけれども、我々全然、今、副市長に も確認しましたけれども、そういう話は一切我々は聞いておりません。

それから、夜間救急の関係でございますけれども、具体的に今金額の面が出されましたが、 これがいわゆる東海岸につくるのと西海岸につくるのと両方合わせてこんな金額ということ ですね、沢登議員がおっしゃったのは。

それに対して、そういう金額だったらやるべきじゃないかというお話だったんですが、と

にかくこういう問題点というのは、やはり6市町の首長が本気になってこれに取り組むという姿勢がなければ、あなたが言うように、ただ下田の市長がやる気がないからなんてことを言われても簡単には物事は進まないんですよ。それだけ各自治体の財政出動になってきますから、そういうことはお互いに、じゃ、こういう金額負担をしましょうとか何とかということにも詰めていくにしても、入り口の段階で、その話し合いをする、しないというところでまず引っかかる。今回のこの共立湊病院の問題についてもいろいろやはり意見統一ができないということは、目の前にいろんな例として出ているんじゃないですか。

ですから、そこまではとても今は、この共立問題が先だということでやってきた経過がありますから、夜間の救急センターの話には入っていけなかったと、これが現状だと思います。

[「答弁漏れています」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 指摘してください。

1番(沢登英信君) 何回も言っているんじゃないですか、3月議会の答弁と今回の答弁が 違っているじゃないですか。その経緯を説明してください。ちゃんと謝ってください。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) その時点によってですね、答弁というのは現状を見きわめて言うこと じゃないんですか。ですから、3月の臨時議会のときには、協会の理事長さんからそういう お話を受けたから、あれだけの法人の理事長さんが言ったことを通じて私の見解として言っ たわけです。だけど、あの理事長さんころころ話変わってきているんじゃないですか。わか っているんでしょう。

だから、今の段階では、もうその話し合いにも入らない、さっき言った条件をクリアしてくれと。そうじゃなきゃ我々は話し合いに入らないと言っているから、今の段階では7月1日、もう間もなくですよ。この段階で1つの方向性ができる。そうすれば、我々はまずそこで首長同士で話し合いをして、どこにそういう問題をお願いしていくのかという議論に入っていくのが筋じゃないですか。そう言っていることが間違いだと言われたら何も答弁なんかできませんよ。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 医療空白が、できるのかできないのかを聞いているんですよ。答弁してください。

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 1時28分休憩

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) まず、議会のほうを少し中断して、貴重な時間、してしまったことを まずおわびを申し上げたいと思います。

沢登議員のほうから、3月議会の市長答弁と今回の答弁と少し内容が違っているということでご質問をいただきましたが、この件につきましては、先ほど来答弁しておりますように、7月の組合議会が開催されますので、その結果を受け、引き続き努力をさせていただくということをお誓い申し上げまして答弁とさせていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) ぜひ医療空白が生じないように、市長の努力に期待をしたいと思います。

共立病院が新築されても、やはり第 1 次の救急の課題というのは残ると思うわけです。ぜひとも休日夜間救急センターの話を、当然、市長おっしゃるように 6 人の首長さんの意思統一ができなければ困難だというのはそのとおりかと思いますが、その先頭にぜひとも市長が立って、夜間救急のセンターができるような努力をしていただきたいと思いますが、その点についての見解を再度お尋ねしたい。

次に、ワイティービジネスの産廃問題、ヒノキ沢の産廃問題についてに移りたいと思いますが、19日だったかと思いますが、大賀茂、それから蓮台寺のそれぞれの公民館で説明会が持たれ、私も参加をさせていただきました。

市長は全く県知事と同じような態度をとられたのかなと、見解をお持ちなのかなと。下田市民のために公害防止協定を結んでやることがいいんだと、こういう見解のようでありますが、県は99.9%この裁判をすると負けるんだと、こういうことを言われています。それほど業者が有利であれば、公害防止協定なんか業者は結ばなくたって、どんどん許可をもらえばいいと、こういうことに当然ならざるを得ないじゃないかと、こういう質問が蓮台寺で出されたと思うわけです。言いえて妙だと思うんですね、この質問というのは。全く県が言っていること自身がおかしいと。1年7カ月も何で許可ができないのか、それは下田市民が挙げ

て反対をしているからではないんでしょうか。弁護士がどうとかこうとかの課題ではないと 思うわけです。

それに、この業者は悪質なことをするんだという前提に立って、そして違反をしたら取り消すよと、こういうぐあいに言っているわけですから。申請が出た時点で、悪いことをするおそれがないのかどうなのかをきっちりと県にチェックをしていただくと、このことがまず第1に必要なことじゃないんですか。下田市内の産廃を主として処分をすると言っているわけですから、この業者が経営できるだけの産廃が下田から出るのかと、どことどことどこから出るんだと。それは今時点では計画だからどうでもいいんだと、こんなあいまいな答弁しかよこしていない県の姿勢自身がおかしいんじゃないですか。

しかも、ここについて言えば、既に平成元年から業の取り消しを受けました11年頃にかけまして大変な産廃を、被害、公害を出してきているわけです。ワイティーについても1万立米からの余分なものを持ち込んでおります。これは医療機器も一緒にやっていますので、処分をしないでそれらのものを一緒くたにして上の処分場に、当時たしか1,000平米までは許可が要らないということで、安定5品目であれば許可が要らないという条件があったかと思うんです。安定5品目でないものを県が黙認してですね、上に持っていって、それでよしとしている。

火事が2回ほど起きています、このワイティーでも。大伴で2回、計4回起きているはずです。それらの燃えがらを外へ出したのか。安定5品目以外のものがそこに捨てられているから自然発火して火事が起きている。こういう現状があるわけです。地域住民は県の指導に大変不信と不安を持っているわけです。後始末をちゃんとしていないと。それらのものに新たに許可を与えよう、とんでもないことだと思うんです。

平成19年には業の許可の取り消しをしています。申請出して、だめだとおそれ条項で言っている。20年になって県知事がかわったら今度は出さなきゃならないんだと。こんな理屈がどうして成り立つんだと、こう思うんですけれども、この点について市長の見解を再度お尋ねをしたいと思います。

あくまでも市民の側に立ってそれは反対すべきですよ、市長は。それをあいまいな立場を とって中間をとろうなんていうような姿勢をとるべきでないというのが僕の意見です。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) ワイティー関係の問題につきましては、先ほど答弁させていただいた 中で、我々も行政の長としてどこかで判断をしなければならないという立場に立っています。 反対というのは、間違いなくみんなが反対をしているわけですから我々も変わらないんです。ただ、法的判断という問題については、これは慎重にやらなければならないというような今気持ちはあります。それは先ほど申し上げましたように、やはり県と市の弁護士さんの見解、やはり一番法に詳しい方々の意見を集約していますと、話し合いに入って、いかに住民にとって守れる条件をつくるべき、それが一番今の段階ではベストじゃないかという弁護士さんの見解もいただいております。

そうしますと、ただ反対、反対と言ってやって結果が最悪な状態になるということは避けなければならない。最悪の結果にしたのはだれの責任なのかという問題にも当然なります。 ただ反対、反対、法的なことも無視してやった結果が、その地域の住民にとって一番最悪の 結果になった。これは避けなければならない。

こういう思いで、まず、今、議員がおっしったような、そんな地域の方々がつける条件をつけていったら、裁判を起こしても99%勝てるという業者がそんなこと納得するはずがないじゃないかと言われても、やっぱりこれは踏んでいく過程の1つであろうというふうに私は今は理解をしておりますので、できる限り我々とすれば、地域の方々がこういうことをぜひ避けてもらいたい、こういうことは守ってもらいたい、搬入についてはこういうことを守ってもらいたい、こういうことを条件の中に入れ込むことができるような進め方をしていかないと、最悪な結果になったとき、そういうところにいかなかったためだというようなことも避けなければならないというところで、今、判断の基準を置いているところでございます。議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 答弁をいただかないことが多いんですけれども、私の見解ですと、住民の中に、市長が考えるような条件つきで公害防止協定を結べばいいんだと、こういうような見解というのは少ないんじゃないかと思います。反対をしてくれと、それが一番の姿勢ではないかと。

しかも、法的結果が、これが不許可にすると最悪の結果が出ると、こういうぐあいに言っていますけれども、まず下田市民としては不許可にしてもらうことだと。それが何よりも市民が望んでいることであるからです。裁判が負けるなら、負ける過程の中で根本的な解決を図るべきだと。これをいつまでも繰り返していても、実態的には許可する、許可しないですから。許可する、許可しないの論理の中からきっちりこれを整理するというのは、あそこを買い取るなり、県の責任できっちり処分をするなり、再び申請問題が起きないような形にするということだと思うんです、状態は。

そういうような方向を含めてですね、許可する、しないだけではなくて、下田市民の重大な問題だと、権限だけではなくて、県の責任において根本から解決するというような手段をそれはとるべきです。そのためには、まず不許可にしてもらうんです。条件つきでやったって、それは営業ができるわけですから。そして、しかもそれらのものは不法行為が起こることを想定して停止をするとか取り消しするとかと言っているわけですから。現状の中ではそれらのものは会社が倒産するなりでほっぽらかしになったら、その後始末はだれがするんですか。現状だって1万2,000立米も大伴については県は整理していないでしょう。

先ほど言いましたように、ワイティーだって県は全部処理しているんだと言っていますけれども、実態はそういう実態になっているということは市長だってきっちり理解してくださいよ、その点は。というぐあいに思うわけです。

議長(増田 清君) 3分前です。

1番(沢登英信君) ですから、ぜひともきっちり整理してもらいたい。

それから、県知事に頼むだけではなくて、きっちり林道管理条例のですね、議会のほうに出ているからそれに任せるんではなくて、市長自身の当局の見解をはっきりさせる。先ほど言いましたように、林業でありますから1カ月も2カ月も林業をそこでやるんだということになれば産廃業者は運行できなくなるでしょう。そういう権限を市長が持っているし、そういう林業者が出てくればそうせざるを得ないということになると思いますが、どのような見解を市長はお持ちですか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 議員がおっしゃっているように、あくまで反対というのは基本ですよね。不許可にしてもらいたい。だけど、例えば説明会を受けたり、我々が何度も知事のところへ行って知事の見解を聞いたり、担当者に会って聞いたり、弁護士に会って聞いたり、その中で、先ほどから言っているように、ただ反対と言っていれば、例えばこの1年7カ月許可を出さずに引っ張ってきた県に対して、まず、裁判というのは損害賠償が出てくるでしょうね、当然のことながら。損害賠償を求めた、許可を出すということに対しての裁判ということになろうかと思います。どのくらいの金額になるか、ちょっと金額的にはある程度聞いてみたことがあるんですが、莫大な損害賠償が出てくる可能性があります。

それと、その中で、先ほどから言っているように、弁護士さんのほうで裁判で90何%負けるという判断をしている中で、そこで許可を出さなければならないですね。不許可に対しての裁判になりますから、当然これは法律にのっとって許可を出さなければならない。裁判所

がそこで条件をつけるわけじゃないですよね。こういう条件をつけて出しなさいというわけ じゃない。要するに許可を出しなさいという判決になると思います。そうしたときに、我々 がこれだけ努力して、何とかこういうことを防いでもらいたい、しっかりした公害防止協定 もつくってというようなことが一切入らない許可になるというのが県の一応説明でございま す。

そうなったときに今度は、県のほうで言っている、この公害防止協定の中で1つでも違反を起こしたときには改善命令、さらに取り消し命令ができる許可というものはほとんどできない状況になる。これが最悪の結果ということを言っているわけでありまして、こういうことにならないように私どもはやっぱりどこかで判断をしなければならないということで、今、地元の方とお話をしているところでございます。

それから、林道の問題につきましては先ほど答弁をさせていただきました。いろいろな行政側の考え方もあるんですが、とりあえず議員発議ということで、今、継続審議になっているわけでございますから、この辺の結果を一応は見守りたいということでございます。

議長(増田 清君) 答弁漏れございますか。

1番(沢登英信君) あります。おそれ条項が、使えないんだということ、こちらが求めているのは不法操業のおそれがないような措置を県に求めるべきだという質問をしているんですよ。具体的には、下田市内の産廃を処分するというぐあいに申請書に書いてあるわけですけれども、そういうのが事実に反しているのではないかと。きっちり県に調査していただいたらどうかと、こういう質問を出しているんですけれども、そういうことを県に申し述べていく気があるのかないのかご答弁いただきたいと思います。

議長(増田 清君) 環境対策課長。

環境対策課長(藤井睦郎君) おそれ条項の件でございます。これは未来にわたる部分で違法操業のおそれがあるかないかという判断を現時点でする条項ですので、将来にわたってそういうおそれがないようにするために、そういう協定を結ぶという方法が最善だというふうにとらえているところです。

それから、県外からの産廃のことでございますけれざも、そういう件につきましても申請書の中に数字では全然うたっていませんけれども、そういう可能性の部分の文言も入っております。そういうことも協議の場で業者にただして、こちらの意思というものもしっかり表明して協議の場に臨みたいと、こういうふうに思っております。

議長(増田 清君) 質問者の事項は、おそれ事項を県できっちりチェックすることが大切。

そのチェックをしたのかという質問だと考えますけれども、その点について答弁をお願いします。

環境対策課長(藤井睦郎君) そういう意味では、県の見解、また、県の弁護士のおそれについての見解、その辺がチェックの見解ということになろうかと思いますけれども、県の弁護士のほうは、それについて、まず、このおそれ条項というのはどういうふうにとらえればいいのかという見解がまずありました。

これにつきましては、まず、業務の遂行に問題がある材料を持っているものかどうかということ。それから、おそれがあると確認できるものなのかどうか、また、現に実証することができるものがあるのかないのかということ。それから、いろんな裁判の例を見てみますとということで、事項に現在性があるか、それとも過去のものではないのかとか、その辺の観点でとらえていくべきであり、そういうふうにいろんな指針も出ているという中で、今回のこのワイティーに対するおそれ条項の適用の判断、困難であるという判断をした理由として、1つには、最高裁の判決から5年が経過しているということ。それから、取り消しから10年間がたったわけですが、その10年の間に問題行動は起きていないということ。それから、おそれがあるかどうかということで2回の申請に対して2回の不許可をしているということの中で、これを永久におそれ条項の適用を続けることはなかなか難しいということです。

それから、環境省の指針の例の紹介がありまして、このおそれに該当、繰り返して許可取り消しを受けているものという、繰り返しということの部分では、おおむね3回以上ということの解釈の中で、今回この事例については1回ということで、今現在、刑事罰はないということ。それから、欠格期間が過ぎているということ。こういうことをかんがみて、不許可、おそれはないと、適用は難しいと、こういうふうに判断しております。

こういう見解を受けまして、県のほうといたしまして許可する理由として、上申書で反省している。そして、正しく違反なく操業しますと。また、環境省の不服の申し立てを取り下げて反省している。そしてまた、法を遵守しますと。そして、取り消しから10年間違反がないと。先ほどのとおりでございます。それから、業者は地元に説明して理解を得たいと、こういう気持ちでいるということ。欠格要件は5年、現在は10年が経過しているという、こういうことが不許可にできない理由という中で、おそれの条項の中で、このおそれ、また、不誠実な行為の具体的事実があるのかないのかという弁護士の見解の中で、法を守る中で、今ないという判断を、違反のおそれの材料がないと、こういうような県の説明もあったところでございます。

以上です。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 上申書が出たから、あるいは10年たったからというような県の言い方がおかしいんじゃないかという質問をしているんです。それが市民の立場ではないと、そういうようなことをよしとすることが。おそれがないということは、公害が生じないと、ここの業者に許可をしても再び公害が起きないという保証をいただくことじゃないんですか、協定を結ぶことよりも。そういうチェックをすべきだということを言っているんです。そういうチェックをする気があるのかないのか、今の答弁で言えば、市としてそういうチェックする気がないと、こういう答弁に理解するけれども、それでいいのかと、そんなことでは困るということを言っているんです。

それで、公害防止協定を結ぶということになれば、市長がそれは当事者になるわけですから、市長が公害が起きないような責任を持てるのかと、こんな防止協定を結ぼうとして。こういうことを言っているわけです。再度そこのところをお尋ねしたいと思います。

それから、時間がありませんので、海水浴場の点を1点触れますが、不法行為をやっている人たちと地元の人たちが仲よくやっているから問題は起きないんだよと。こんな理解ではですね、とんでもない話じゃないですか、これは。海水浴場の条例に照らして管理をするという姿勢を市長自ら投げ捨てようという姿勢じゃないんですか、これは。とんでもない答弁ですよ。そこに不正行為があるかないか、あるならそれをあくまでも正していくというのが市長のとるべき姿勢ではないかと思いますが、いかがですか。

議長(増田 清君) 環境対策課長。

環境対策課長(藤井睦郎君) ですから、いろんな違法が起きないための保証ということで、 県も入って監視委員会とか立て、そして、協定の中で厳しくチェックできる体制でこの保証 をとっていこうと、こういうことで進んでいこうというような説明をしているわけでござい ます。

議長(増田 清君) 2点目の質問について答弁をお願いします。

市長。

市長(石井直樹君) 質問の内容がちょっとわからなかった。もう一度教えてください。

議長(増田 清君) 再質問をお願いします。

1番(沢登英信君) 市長の答弁の中で、地元とデリバリーをやっている人たちが仲よくやっていると、問題は起きていないよというようにとれる発言があったわけです。そういう観

点はおかしいのではないかと。やっぱり海水浴場条例があるんですから、その条例の趣旨に 従ってきっちりと対処していくということが市長のとるべき姿勢ではないかと。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) これは毎年、私が市長になりましてからも10年間、議会の中でずっと やってきました。この中で、常に地元へ入ったり、それから、この条例を使って何とか地元 の人たちとの協力体制の中で取り締まりができないかといったのが最初の頃の年度の中です。 地元から出ている議員さんから大反対食いまして、そんなことできっこないじゃないかと、 それは行政がやるべきだということで、改めて行政だけでやるこの条例の問題についての当 然パトロールですね、パトロールとか取り締まり、こういうことはしなければならないとい うことを感じまして、地元の方々と話をしてきました。

しかしながら、この条例でなかなかうまくいかない部分というのもいっぱいあったんですね。結構強硬にやりました。そこで相手に紙を渡して、こういうことになるよとか、いろんな方法でやったんですが、最終的には、もしそこで条例どおり取り締まって罰金刑をかけるような形になったときには、当然それの対象になった観光客の方々にも影響が出てくるということなんですね。こういうことをやられてという実証するために、例えば呼び出しも食うこともある。こういうようないろんな問題点が出てきまして、そんなことやったらさらにこの海水浴場に来ないんじゃないかというような議論もさせていただいた経過があります。

それで、今言った話は、もうこの夏期対の関係者の方と毎年行くといろいろお話をさせていただきますが、逆に地元のほうで今うまくいっているというような話も最近は出始めちゃっているんですね。そこに働きに来ている人たちに最後の掃除まで全部手伝ってもらったりということで、大変今区のほうも助かっている部分があるということになると、なかなか条例だからこうだと言って地元の意向を無視してまで強硬策をとるということも大変厳しいということもわかってきました。

ということで、とりあえずは、夏の間、各課長さんが行って、とりあえずこの条例の中でできる範囲のやり方で今パトロールしながら、浜地で営業をやっていれば浜地の外へ出てもらうとか、そういう指導をやらせているというところまでが現状でございます。これも大きなこれからのまだ課題として残っていく問題じゃないかなというふうに思っています。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) もう既にワイティービジネスの申請から1年7カ月もたっているわけですから、経済状況も大分違っていると、申請の内容も大分現状と違っていると思うわけで

す。再度申請をし直させるとか、そういう措置をきっちり県に要求すべきではないかと僕は 思うわけです。県自身が許可をするのなら、法律的なおそれ条項があるかないかじゃなくて、 産廃公害が起きないような仕組みを申請の中できっちり確立すべきだと思うわけです。それ らについて、そういう姿勢があるのかないのかお尋ねをしたい。

それから、最後にもう1点、副市長に……

議長(増田 清君) 時間です。

最後の答弁お願いします。

環境対策課長。

環境対策課長(藤井睦郎君) 今、沢登議員のお話を承りまして、また県のほうとの話の、また協定の事業者との話の中で、そういうことも踏まえて詰めていきたいと思います。 以上です。

議長(増田 清君) これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。 ここで10分間休憩いたします。

午後 2時47分休憩

午後 2時57分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番。1、幼稚園・保育所再編整備基本計画について。2、新病院開院までの第2次救急医療体制をどのように維持するのか。3、荒廃農地利用について。

以上3件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番(土屋誠司君) それでは、議長の通告どおり質問いたします。

まず最初に、幼稚園・保育所再編整備基本計画について伺うものです。

今まで、施設の老朽化などから幼保一元化計画が二度ほど策定されましたが、実施できないまま老朽化は進行しました。幸いに事故はなかったのですが、いつ巨大地震が起こるかしれません。早急に幼保施設の耐震化をしなければならないところであります。

平成18年10月には、幼稚園、保育園の10の施設中7施設が耐震性がなく危険とされ、平成20年度までに公共施設を耐震化しなければならなくなりましたが、平成20年度まで次代を担う子供たちの安全への耐震化計画などはされませんでした。平成22年6月7日に、多様化す

るニーズへの対応の遅れ、利用児童数の減少、安全性の確保が不十分なため、子供が安心して教育や保育を受けることができる環境づくりにと、幼稚園・保育所再編整備基本計画が当局で決定されました。これは下田市耐震改修促進の幼稚園・保育所版の計画がようやく策定されたことでもあります。

来月から保護者や地域へ説明会を行い、地域の要望や意見と幼稚園・保育所再編整備基本 計画をあわせ審議会に諮問するとありますが、私は、まず教育委員会が地域の要望や意見を 反映した計画案を審議会に諮問すべきではないかと思いますが、いかがですか。

過去の今までの審議会の答申は、ほぼ原案どおりであったと思います。なかなか審議会で 原案修正等はできにくいと思います。また、審議会の委員はどのような方々かをお教えくだ さい。

質問の1つとして、教育委員会が地域の要望や意見を反映した計画案を作成すべきでありますが、その辺について伺います。

第3保育所跡は、津波の場合は大きな被害が想定されるところであり、認定こども園の設置の理由は何かを伺います。

下田幼稚園、下田保育所と第3保育所跡に認定こども園設置となりますが、市中心部に集中し過ぎると思います。第3保育所跡の認定こども園設置理由は何かについても伺います。

第3保育所の借地料は年間339万5,114円であります。私は、市有地である淡交荘跡はいかがかとも思います。市中心部を避けられ、後年度の負担がなく最適と考えます。また、行財政改革を進めていることとの整合性等についても伺います。

次の質問として、幼児施設の市中心部への集中では周辺部への負担が増大します。周辺地域はどのような軽減策をするのか、また、専用バス等による送迎等は検討しないかも伺います。

これまでの価値観にとらわれず、さまざまな家族や生活、雇用スタイルを受け入れざるを得ない社会となっているとしているが、特に観光立市としての夜間・土日祝祭日の保育をどのように考えているかについても伺います。

質問項目の2点目、新病院開院までの現2次救急医療体制をどのように維持するのかについて何います。

新指定管理予定者は、平成24年5月の開院時から診療を始めるのであります。現指定管理者との契約は平成23年3月31日となっていますが、病院組合管理者は、医療の空白はつくらないとしていますが、現状の2次救急医療体制はどのように維持できるかについて伺うもの

です。

6月13日の伊豆新聞の投書欄には、「救急病院は住民の安心の土台」として、正副管理者と組合議員と湊病院の経営者とが犬猿の仲の状態にある。そもそも行政側は、問題を解決すべく当事者間に入って調停を行う役割のはずが、完全にけんかの一方の当事者である。これでは2次救急医療体制の空白は明らかとなりますとの投稿がありました。また、翌日の伊豆新聞の「伊豆の課題」の中に医療過疎がトップで大きく取り上げられております。これからも現2次救急医療機関が空白状態をつくらないことの市民に納得のいく説明が必要であります。

現指定管理者は公益法人なので、新病院開院までは診療を続けるべきと言っておりますが、 指定管理契約は平成23年3月31日で切れます。契約更新などの協議は行わず、ただ公益法人 なので新病院オープンまで診療を続けるとは勝手過ぎるのではと思います。新指定管理者は 新病院オープンに合わせ診療を開始するのでは、1年1カ月余も指定管理者が空白となりま す。聖勝会辞退後、現指定管理者の地域医療振興協会に公募条件で指定管理受託は可能かど うかの検討依頼を22年1月21日にしました。地域医療振興協会からは2月2日に、非応募の 経緯から公募条件では受託は不可能。また、組合議会100条委員会の結果を待ち、組合構成 市町の意見を統一された後に指定管理受託可能かを検討するとの回答でありました。

その後、地域医療振興協会への回答をしないまま、新たに新指定管理者候補探しとはいかがかと思います。地域医療振興協会へは公募条件としているのに、JMAには公募条件ではない新病院開業時から診療や、指定管理期間は10年が15年では、JMAへの優遇と見られます。聖勝会が指定管理者を辞退して3カ月以上経過し、プロポーザル競技が中断し補償問題が懸念されるため、4月2日、新指定管理者がないまま競技を再開し、特定者は戸田建設横浜支店により平成24年5月開院を目指すことになりました。補償問題が起きた場合には、私は聖勝会に責任を持ってもらうのが筋と思います。

共立湊病院組合議長は、地域医療振興協会に黒字分資金を新病院建設へと寄附の要望を21年3月3日にしましたが、寄附には応じてもらえなかったとのことです。また、無医地区となった稲梓地区への診療所の開設を地域医療振興協会に要望してきました。下田市は、旧稲梓診療所跡地を造成し無償で貸し付ける条件でありましたけれども、開設が決まるや否や、造成は地域医療振興協会としたため、協会は新たな土地を購入し稲梓診療所を開設されました。下田市の負担はなく、無医地区は解消されました。

共立湊病院組合は地域医療に貢献してきた。赤字のない地域医療振興協会を追い出そうと

思われると知事も言われております。 2 次救急病院が空白になると、主産業である観光産業は大打撃、さらには地域も疲弊していきます。ただ自治体の負担がないから現 2 次救急医療ができなくても可ではないか。現 2 次救急医療体制の空白を放置したままでは、一部事務組合に対する建設分担支出金は一時停止すべきとも思います。

そこで、地域医療振興協会を追い出そうとしていると思えた疑問点などを質問いたします。 1年1カ月の医療空白をつくらないとしていますが、現2次救急医療体制をどのように維持するかについての説明を求めます。

次の質問は、補助金が見込めなくなったことや、こうしたごたごたした中、急いで建て替えることはなく、地域医療を第一にして白紙から協議し直し、平成27年度までに建て替えることを考えるべきではないかと思います。いかがでしょうか。

公募開始前の昨年4月9日、病院組合正副管理者、議長名で、慢性的な医師不足の解消に向けた政策資金にと神谷ち恵遺言執行者へ寄附申請しておりますが、申請することを運営会議に諮らなかったと言われておりますが、これは本当でしょうか。

次に、地域医療振興協会より病院組合管理者あてに、指定管理者公募について最低必要条件の配慮要望が平成21年4月20日にされ、内容は、2次医療圏の中核的機能を果たすには建設費の額が少ない。医療機器の設備費4億円の上乗せを。減価償却費の全額負担は困難。地方交付税による財政措置された額を病院運営費として交付を。新病院設計には指定管理者の意見の反映をとあります。この文書が出たことなどを運営協議会に諮らなかったというのは本当かについても伺います。

次の質問は、地域医療振興協会と組合管理者の話し合いである運営協議会は、この1年間に2回とのことです。その会議で、なぜ公募に応じないかの理由などの聴取はなく、聖勝会辞退後も話し合いなどがないまま、平成22年1月21日、地域医療振興協会へ公募条件で受託可能か検討を依頼しました。地域医療振興協会からは、組合議会、市町議会、管理者、副管理者の意見集約と100条調査の結果を待って検討することとなっていましたが、平成22年2月24日には、新たな指定管理予定法人JMAと病院組合副議長と事務局が協議をしております。平成22年3月19日には、共立湊病院を現地視察し、下田市役所でJMA杉原理事長、田島理事、組合正副管理者、組合正副議長、事務局と協議しています。管理者が指定管理者の検討段階に議会が介入することはいかがかと思います。議会はチェックが仕事、執行側に議会が入ることについてはいかがかと思います。

また、JMAとは最初から新病院建設後に診療を始めるとの条件での話し合いであったと

いいます。一方の地域医療振興協会へは、公募条件は見直してはいない、公募でもなく過疎 地域に突然JMAの進出してきた経緯の詳しい説明を求めます。

次の質問は、指定管理応募が平成22年5月末になってもなかったため、組合議員が聖マリアンナ医科大学へ応募を依頼するために行ったということもいかがかと思います。

聖勝会の辞退理由資料には、非公開である共立湊病院組合運営会議の議事録があります。 辞退後、管理者は、非公開である議事録の漏えいなどを、病院組合に損害を与えた聖勝会に 損害賠償など請求するのが筋と思いますが、どうしてしなかったのかについての理由を伺い ます。

以上、さまざまなことから地域医療振興協会を追い出そうとも見えます。10年余も献身的にやってくれた地域医療振興協会にお願いしたいとしながら、聖勝会辞退後、なぜ地域医療振興協会と指定管理者としての交渉をしてこなかったのかについて伺います。

次に、質問の3項目めの荒廃農用地利用について伺います。

は場整備したところの遊休農地は会計検査でも指摘され、慌てて草刈りなどをしてきたところですが、その後も遊休農地がまま見られます。農業者の高齢化などにより、遊休農地が今後増えていくと思います。

下田市は農業用地については20アール以上の耕作者にしか認めていません。20アール以下であっても、農業振興用地であって、ほ場整備地内の遊休農地を耕作したい等の申し出があった場合は、利用権設定等できるよう面積要件を引き下げられないかについて伺うものです。昨年改正された農地法の目的等の見直しは、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当である」から「農地の効率的な利用を促進する」になり、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進することなどが明確化。農地については、権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨が明確化されたところであります。貸借規制の緩和は規模拡大の方向で、会社やNPO等が参入しやすくなったものと理解します。

農地法第30条は、毎年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければらない。遊休農地がある場合は、所有者などに対し農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとあります。下田市農業委員会規定の第5条の1に、農地法その他の法令により権限に属された農地概況を報告し、または薪炭林の整備及び自作農の創設維持に関する事項の調査はどのようになっているかについて伺います。

少しでも農地の利用増進をしなければならないと思います。約10アールぐらいの農地でも

利用権設定をさせ、遊休農地をなくす方法はどうかと考えます。また、須原にあります高齢者若者の農協ハウスは10棟中7棟が利用されないままあります。これらも利用権設定をさせ、有効に利用させて荒廃農用地の利用を増進させるべきと考えますが、当局の考えを伺いまして、以上、主旨質問とします。

議長(増田 清君) 当局の答弁を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) 最初の幼稚園・保育所再編整備基本計画、今回も多くの議員の皆さん方からご質問が出ましたが、議員の質問内容については教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。

2つ目の、新病院ができるまでの2次救急の医療体制ということでいろいろご質問が出ま した。

下田市議会の中で、副管理者である私がどこまでしゃべれるかということもございますから、質問のすべてを私が答えないかもしれません。これは自分の判断で、市民がやはり心配しておる病院の問題についての内容については、これはやはり市長としてはしっかりしゃべりたいと思いますが、病院組合というのはご存じのように、管理者がいて副管理者がいて、それから病院議会もあって、1市5町の組合の運営会議等でいるいるなものが決められていく中でございますので、市民の関心のない、つまり病院組合内部のことにつきましては答弁を少し差し控えさせていただきたいと思いながら答弁をさせていただきたいと思います。

幾つかのご質問の中で自分が答弁できると思ったのは、指定管理者を決めるというような問題点で大変辞退後に苦慮してきたことがございます。この中に議会議員の皆さん方がいろいる骨を折ってくれた部分、これが執行側に議会が入ることについてというようなご質問につながってきたというふうに思っておりますが、我々は指定管理者がいなくなったという中で大変な苦労をしました。現実に3社ぐらいに接点を持たせていただいたことがございます。そういう中で、やはりどこもいろいろな理由があったり、大変厳しい状況の中で、組合議員の皆さん方が、やはりこういう病院問題については議会議員といえども前向きにいろいろ協力していこうという中で動いてくれたことにつきましては、副管理者とすれば感謝をしている部分のほうが多いというふうに思っております。

それから、10年も献身的にやってきた地域医療振興協会にお願いしたいと言いながら、聖勝会が辞退した後に、なぜ地域医療振興協会と指定管理者としての交渉をしてこなかったのかというご質問でしたか。

これは、議員ご存じのように12月に聖勝会が辞退をしました。 1月には我々運営会議の中で協会側に意向打診をさせていただいています。そこではご存じのように病院の院長さんと事務局長さんに我々の要望を受けていただいたわけですが、返事はできないよというご返事で、結局、理事会にかけて 2月5日のご返事という流れにしてきたわけでありまして、それのご返事が、100条委員会の問題とか、各市町の議員の意思が一つになっていないとか、いろんな理由づけをされまして、これがすべて解決できなければ交渉には応じられないというようなご見解があったわけであります。

という返事をいただいた以上、我々は、これをいつまで待っていいかわからないようでは それこそ医療空白ができるというような形で、すぐその翌日、運営会議を開かせていただき まして、6市町の長の合意で、協会がそういう返事をよこすのであれば、どこかほかも探さ なければならないということで動いた経過があるということを報告申し上げたいと思います。 あと、ちょっとまた答弁漏れとか、こういうことも絶対しゃべれというようなことがあっ たら再質問の中でお願いしたいと思います。

荒廃農地の利用につきましては、これは担当課のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 教育長。

教育長(野田光男君) それでは、私のほうからは幼稚園・保育所再編整備基本計画についてご質問いただきましたので、細かいところにつきましては学校教育課長から答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、冒頭、議員のほうからこれまでの経過につきましてお話をいただきました。

平成9年に幼保一元化が課題として上げられて以来13年が経過をしまして、ようやく安心 して子供を預けることのできる、そういう施設に向けた幼保再編の基本計画、これがまとま ったと、議員同様、私も思っているところでございます。

考えてみますと、この間、少子高齢化の進行は予想されてはいましたけれども、想像以上に少子化が進行しまして、また、保護者、家庭の子育ての環境、ニーズも大きく変化をしてまいりました。今回、計画をつくるに当たりましては、これらの変化や将来を見据えた下田市全域における幼児教育、保育のあり方はどうあるべきか、こういう視点で総合的に検討をしていただき、その結果でき上がったものが今回お示しをさせていただきました基本計画であると、このようにとらえております。これからの幼児教育、保育、子育て支援の観点からも、ぜひこの計画にご理解をいただきまして、議員にもご支援をいただければ大変ありがた

いなと、このように思っております。

今回も8点ほどご質問をいただいておりますけれども、詳細につきましては学校教育課長のほうから答弁のほうをしていただくようにしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田 清君) 学校教育課長。

学校教育課長(名高義彦君) それでは、個々のご質問に対しまして私からご答弁させていただきたいと思います。

まず、第1点目の、教育委員会が地域の要望や意見を反映した計画案を作成し、審議会に 諮問すべきではということでございます。

これにつきましては、全協でもご説明させていただきましたとおり、この計画案については庁内会議の中で検討してきた案をまとめたというものでございます。ですので、これから保護者の方々、あるいは地域の方々のところに出向きまして、いろんなご意見をいただいて、それを審議会にお諮りさせていただく諮問案というものをこれからつくるわけでございます。そういうことで審議会にかけさせていただきたいというふうなスケジュールを考えております。そういうことから、議員さんのおっしゃるような手続を手順を踏むということでご了解いただきたいというふうに思っております。

また、審議会のメンバーにつきましてですが、現時点で具体的な名前出しはまだできないんですが、これは規則に基づいて、地域の代表、公的団体の推薦者、市民代表、そして学識経験者、教委が必要であると認める者、こういう方々15名以内で構成を考えております。いずれにしましても、この計画に対しましてさまざまな立場から活発な議論をいただける方という、そういう方にお願いしたいというふうに考えております。

次に、第3保育所の津波想定とそこに設置するのはというようなご質問でございますが、 静岡県の第3次地震被害想定結果によりますと、津波の想定は、浸水深というものは0.5から1メートル以下の浸水域ということに区分されております。そして、新設されます園につきましては、当然耐震性能を有する、今、2階建てを想定しておりまして、万が一の際にも2階へ避難ということで対応できるというふうに考えております。

次に、市の中心部に集中し過ぎるのではないか、第3保育所敷地に決めた理由はと。その次にも、第3保育所は借地ではないかと。将来的な負担について、市有地である淡交荘跡のほうがよろしいのではないかというようなことでございます。

これにつきましては、少子化が進行する中で、将来的な入所する園児の推計というものを

とっておりますが、その推計からいきますと、計画に載せておりますように、幼稚園においては下田幼稚園ともう1園、幼稚園としては2園体制で幼稚園希望者は収容できると。保育園にしましても、下田保育所ともう1カ所の保育所があれば収容できる。そのような推計の園児数ということになります。そういうことで、既存の下田幼稚園と下田保育所は耐震性がございますもので、残りの2園部分についての受け入れの施設がつくれればいいのではないかということで、今回、その合わせた1園をつくろうということで計画をさせていただいたものでございます。

将来的にもっと少子化が進んだ場合には、下田幼稚園、下田保育所についても子供が減少していくんだというようなことになろうかと思います。そうしますと、下田保育所については昭和63年の建設、下田幼稚園については平成5年の建設というようなことで、ここも15年後とか20年後には老朽化施設というようなことになっていこうかと思います。そういうときには、人数によってですが、最後につくった認定こども園1園で下田の全部の子供を一括してそこで保育、教育できるのではないかというようなことを考えております。そういうことから、地域的にアクセスですとか交通の便を考えたときに、第3保育所敷地が一番適当ではないかというような考えを持っております。

計画において、敷地面積は2階建てのものを建てるとした場合には約2,800平米が必要であるうという想定をしております。淡交荘敷地は現在のところの敷地面積は1,818平米、そして、第3保育所の敷地は3,322平米というようなことで、敷地の面積的にも、ちょっと淡交荘については必要面積が十分ではないのではないかというような考えも持っております。

次に、周辺地域の負担軽減というようなことで、スクールバス等の運行についての検討は ということでございます。

当然中心地に、第3保育所敷地ということを今想定しておりますもので、それ以外の場所から通うお子さんたちにとっては当然、保護者の方にとってもですけれども、距離的、あるいは時間的なご負担というものは非常に大きくなろうかと思っております。そういうことから、登園、降園の手段というものについてはこちらで十分検討しなければならないということはこちらも想定しております。今後、説明会等の中で通園に関する実態の把握をしたりとか、保護者、地域の方々のご要望等を伺いながら、通園バス等の運行等について十分検討したいというふうに思っております。

そして、最後に観光立市として、夜間、土日祝祭日の保育をどう考えるかということでご ざいます。 認定こども園ができたときには当然職員も集中できるというようなことで、県から指導を受けておりますような11時間保育所を開園するというようなこともできます。現在も土曜の保育というものをやっているわけでございますが、現状の保育時間を現在よりもより保育時間を拡大できるということがございます。これを超える延長保育ですとか、あるいは今やっておりません日曜日、祝祭日、その辺の保育については、就労によりどうしても夜まで保育を必要とする保護者ニーズがどれだけあるのかというのをちょっと我々は今のところ把握しておりませんもので、聞き取り、あるいはアンケート調査等でその辺を調査いたしまして、新設園の今後の運営、あるいはプログラム等の中で、職員配置ですとか運営経費、そして児童への影響を勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) 荒廃農用地の利用についてでございます。

農地法第3条第2項第5号によりますと、農地の権利を取得しようとする場合、都府県では50アール、北海道では2ヘクタールと定められております。法の改正前は農林水産省令で定める基準に従いまして、県知事が下田市の場合は20アールと定めておりました。法の改正によりまして農業委員会が別段の面積を定められるようになったことによりまして、農業委員会では、改正前の県知事が定めた20アール、そして賀茂郡内の各農業委員会で20アールとする情報や、農業経営を行っていく上で別段の面積が経営として成り立てるか等を検討した結果、農業委員会としては別段の面積を20アールとしたものでありますので、今のところ別段の面積を引き下げるという考えはありません。

ただ、農地の有効利用という面では、農地法では下限面積に満たない新規就農者等は権利 設定はできないんですけれども、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて権利を取得 した場合は、これのときは農地法の下限面積が適用されないものですから、こちらのほうを 紹介していきたいと考えております。また、現在、青地内の耕作放棄地の地主さんの意向調 査の準備をしております。その結果等は新規就農者の方々への情報としてお伝えできるよう になるのではないかと考えております。

以上です。

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 3時36分休憩

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

11番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

11番。

11番(土屋誠司君) 現2次救急医療体制については後ほど質問しますけれども、まず、幼稚園・保育所の再編整備について伺います。

第3保育所は被害想定が水没0.5から1メートル、こんなところにね、2階に逃げるからいいなんて、そんなとんでもないですよ。10分かそこらで来るのに、そんな答弁はないと思うんです。

それからあと、下田幼稚園、下田保育所が老朽化したら1園でやる。それもいかがかなと思って。これではいかにも人口が減ってきて、下田にはほとんどなくなるという感じでしょう、1園でやるなんて。こんな計画しては市は発展しませんよ。だから、できるだけ増えるような方向で、真ん中だけじゃなくて周辺部にもそういう施設があるように、そういう計画をすべきだと思います。これはとんでもないことだと思います。どうでしょうか。

そしてあと、行革の上で、約340万円、これ毎年出していくんですよ。いろんなところ、数万円のお金を切っているときでしょう。これをなぜ、無償の土地というか市の土地があるのにこういう計画を立てるのか、財政部局はどうなんですかね。それを伺います。

それから、農用地利用ですけれども、何か先ほど言った農地促進法ですか、それによると下限はないということですから。ですけれども、この間、おたくの課に行ったときには、小規模の新規のものは2反があるからだめだと断られましたよ。そういうことを教えてくれればよかったんじゃないですか、そういう方法があるんだったら。自分はないと思って。それで、先ほど、下田市と賀茂地区は20アールと定めていますと。それで、20アールないと農業経営が成り立たない。20アールだって成り立たないですよ、これは。あちこち農地があいています。それをいかに埋めて、皆さんがつくってもらえばいいじゃないですか。大規模化と言ったけれども、大体米で10町歩つくらなかったら採算合わないです。10町歩でも合わないかもしれない。

それで、2反だからなんて、そうじゃなくて、法律上はたしか1反までは下げられますよ。 自分はもっと1反より下げてもいいと思う。ほ場整備をやったところであったら1枚の田ん ぼでもいいから、1枚ごとに、例えば900平米でもやってくれる人があったら、利用権設定 とか何かを役所が入ってやればそれでいいと思うんです。そういうことを考えてほしいとい うことです。

それから、若者、高齢者というか、農協のハウスはもう数年何も使っていないですね、7棟ぐらい。あれは多額な補助金を出してつくってほかされています。そういうところも一般の人が使いたかったらやってやるとかね。あれ再三県からも指摘されているんですよ。それでもそんな状態。ああいうものをよく利用してほしい。その辺について伺います。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) 農地面積の下限面積でありますけれども、議員の主旨質問の中にありますように、貸借、これは拡大の方向にある。確かに農地法では集積がメーンとなっております。ですから、そういったことも含めて下田市の農業委員会では20アールと定めたものでございます。

それとあとハウスの有効利用、確かにハウスあいております。この前も新規就農者が来たんですけれども、そのときもやはり農協の関係のほうで断られたといういきさつもありますので、いろいろ新規就農者には面積的なもの等を含めて紹介していきたいと考えております。 議長(増田 清君) 学校教育課長。

学校教育課長(名高義彦君) 第3保育所の敷地が0.5から1メートルの浸水の深さというようなことでお答えしているんですが、これですね、当然浸水のないところであればそれにこしたことはないわけでございますが、建物的には耐震性のあるしっかりした建物ができる。津波が来るまで、大地震のときには短時間で来るというようなことがあろうかと思いますが、ただ、自園の2階に避難ということでございますので、若干の避難の誘導はできるというふうに考えております。

あと、将来的に1園になってしまうような、そういう子供が少なくなるような計画はつくるなというようなご指摘だったかと思うんですが、我々は今のところの将来人口推計をやっておりまして、少子化は下田市の人口の減少よりも高い率で少子化になっているんです。当然親御さんたちの年代も減っているわけでございます。ということは、お子さんを生む人たちが減っているということはお子さんは増えにくいということになろうかと思います。そういうことで、できれば園を増やしていくような計画ができればいいかと思うんですが、今の人口の推計をしていきますとそういう数字になってくるというようなことで、それに対応した計画というようなことで立てさせていただいております。

また、第3の敷地については、今、借地料が約340万円ほどあるというような、これが毎年かかっていくわけなんでございますが、この1園に集中することによっての行革効果とい

うものもあるわけでございます。そういうものとの兼ね合いを考えたときに、ほかのところに、例えば淡交荘のところでありますと今の計画している規模のものは面積的にちょっと無理ということになると、例えばもう1園つくらなければならないというようなことになろうかと思います。そういうことを勘案したときに、第3保育所の敷地、有料であってもですね、ここに規模のある施設をつくっていったほうがよいだろうというような検討結果になったとしてこの案をまとめさせていただいたところでございます。

以上です。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 少子化が進んでいるというのは、これは下田市がはっきり言って暮らしにくいからです、いろんなことがあって。そういうこともある。働くところをつくるとか、そういう施策は何もやってこないで、人口が減ったから何もかも減らすという、そういう政策でしょう。だからこういうことになるんです。だから、逆に増えていくようなことをやって、先にこういう幼児施設を減らしていくなんて、そんなとんでもない計画をしたら困りますよ。その辺について市長はどうですかね、こんな計画を認めたということ。それと、行革とは逆行すると思うんです。

それから、荒廃農地ですけれども、確かに20アールと決めているけれども、独自で下限10アールまで下げられるんですよね。20アールでどこで農業経営が成り立っているところがあるんですか。だから、10アールでも認めてやったらいろんな人が参加できると思うんですよね。その辺を言っているんです。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) 農地法施行令のほうで10アールまで下げられます。ただ、これを10アールまで下げた場合、今度は農地を取得しやすくなる。そうすると、その後、純粋に農業を経営してくれればいいんですけれども、ほかに転用ということも考えられますもので、最低の20アールということで農業委員会では検討したものでございます。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 20アールね、転用すると困ると言うけれども、農振農地は転用はできないですよ。国県道の道路が通る以外できない。それを何で転用できるの。できればそれでいいですよ、みんな転用の要望があるんだから。どうなんですか。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) この10アールというのは農振地域だけを対象にしているんじ

ゃないものですから、ほかの農地、要は白地地区も対象にしていますので、この20アールというものを採択しております。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 白地の農地であっても、農業委員会というのはあれでしょう、農地を守る。そこでできないようになるでしょう。規制をかけられるの、そんな......

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) その地主の方がどうしても転用したいという強い希望があって、そこにしか転用するものがないということになると、農業委員会では認めざるを得ない場合も生じてくるということでございます。

議長(増田 清君) 答弁漏れございますか。

再編関係についての市長はどう考えるかということですか。市長に答弁を求められておりますけれども。

市長。

市長(石井直樹君) 幼保の再編の問題については長年の課題で、いろいろやってきました。私が市長になったときから大きな問題として取り上げられていました。なかなか財政再建という中でこれに取り組めなかったのが、やっとここへ来て取り組めるということになりました。これは、こういうチャンスを逃したら、私はまたもとのところへ戻ってしまうというようなことを考えまして、この幼保の再編計画、それから、さっき言った人口が減っていくからこういうものをまとめていくんだということは、これは流れとしてはやむを得ない部分もあります。

こういう行革とともに、ですから、中心部へ集中してしまうということについては、当然 負担が増になってくる方々も多く増える。これが行政の取り組みとして大事なことであって、 これをいかにクリアをしていくかという政策をこの中でつくっていくようなことであれば、 今回の再編計画は絶対うまくいくというような形で進めたいというふうに思っております。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 指摘してください。

議長(増田 清君) ここで時間を延長いたします。

11番(土屋誠司君) 2項目めの、今の2次救急体制をどのように維持するかという一番 大事なことを言っているんです。それに答えていないんです。医療の空白はつくらないと言っているけれども、今の2次救急体制をどう維持するのかと聞いているんだけれども、それ は答えていない。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 病院問題についてはもう何回も答えておりまして、特に医療の空白という言葉、これは現実的には2次救急が大変心配だという皆様方のご意見だと思います。これについては、先ほど来より述べておりますように、2次救急がなくなるということがこの地域の大きな課題でありますから、いろいろな選択肢があるという中で、一番いい方法でできるということを努力して、早いうちに皆さん方にそういう結果が報告できるようにしたい、努力をしたいということはしっかり前から述べさせていただきましたので、同じ答弁とさせていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) いや、自分が言っているのは、今の現状の2次救急がどうなるかと聞いているんです。今までいろんなところで聞いているのは、ただ賀茂圏域で2次救急ができるからと、そういう答弁ありますので、自分は今の体制、現状ぐらいの維持はどうやってするのかということを言っているんです。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) ちょっとよく質問の内容が理解できないんですが、議員がおっしゃっているのは、今の2次救急の体制が壊れてしまっては困るということなんでしょう。

〔「レベルが下がっちゃうね。下田病院では少ないとかいろんなこと言われていますね。それがあるからいいような……」と呼ぶ者あり〕

市長(石井直樹君) わかります。それはもう何人かの議員さんの中からそういうようなご質問が出ているわけですから、今の中でそういう 2 次救急の体制、これはやはり救急病院としてそれだけの病床を抱えて、あるいは医師を抱えて、24時間体制、365日救急ができるというようなことを我々は求めなければならない。その中で、先般、指定管理者の申請をしてきましたところが、まさに我々が望んでいる急性期医療に特化した病院、24時間体制、1 次救急から 2 次救急、さらには2.5次の救急ぐらいまでは目指したいという気持ちを持って申請書を出してきたということは、大変我々はこの病院がやっていただけることについては期待をしていると。

ただ、先ほどから心配しておる23年4月から病院が開院するまでの指定管理者の問題ということにつきましては、先ほどから答弁しているように、7月1日の臨時議会の結果が出れば、またいろいろな選択肢を持ちながら交渉に当たれると、こういう報告の中で、いかに早

くやっていただける医療機関を見つけるかということを努力して、早いうちにその結果を皆 さん方にご報告したいと、こういうことを述べさせていただいたわけでございます。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 答弁漏れの指摘をしますけれども、先ほど言った運営会議に諮らなかったという、病院組合から、地域医療振興協会からの要望書とか寄附申請をしたことを運営会議に諮らなかったこと、これは本当かどうかということを聞いているんですけれども、これも答えられないですか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) ですから、先ほど議員から幾つかのご質問が出た中で、病院組合内部のこと、いわゆる1市5町の関係することについては、やはりしゃべれることとしゃべれないこと、それから、こういう下田市の議会の中で質問を受けてしゃべってしまっていいのかという問題もあるということで、私の判断で、今回の中では市民が心配しておる病院問題のことについては、すべて私は隠さずに自分の気持ちも述べますし、わかっていることはご報告申し上げる。

ただ、病院組合の中で行われていることについて、一々そんなことは市民がすべてこんなこと知りたい、知りたいと言っているわけではないですから、そういうことについては一部事務組合の中での問題点ですから、一議会の中で何でもかんでもぱっぱぱっぱしゃべってしまうということになると、必ず今までの過程の中では、市長がこんなことを言ったとか、こんなことをしゃべったという言質をとられてしまいますので、注意しながら答弁をさせていただいたということでございます。

議長(増田 清君) 11番。

1 1番(土屋誠司君) それでは、次の、先ほど市長からお答えをもらったところの議長とか副議長がJMAへ行って、議会が入って当局と一緒に、さっきは一生懸命やってくれた、骨を折ってくれたと言いますけれども、これは間違いだと思うんです。

議会と当局があって、これを出てきたものを議会が審議するわけでしょう。それを議員が入ってつくったものをやったらおかしいでしょう、これは。これこそ議会ルールに反していると思うんですが、どうですか。

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 4時 3分休憩

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

11番。

11番(土屋誠司君) これも答弁もらえないわけですね。

それから、もう1つ、聖マリアンナへ公募がなかったから要望に行ったんだ、こんなこと もあります。これも答弁できないということですね。

それから、一番大事な、聖勝会が辞退理由の中に、非公開である運営会議の議事録が向こうの証拠として出ていますよね。こんなことはとんでもないと思うんです。それに対して、 やめたと言って、そのとき証拠で出てきたものを管理者は何も、どこから出たとか、そういうものを何も調査しなかった。これについては答えてください。

これは本当にとんでもないことだと思います。私もこれについては辞退のときの次の日に、自分は内容を知らなかったから、議事録を見せてくれと病院組合へ行ったんです。行ったら、これは非公開だから見せられないと言われた。その後、今度は管理者のところへ行って聞いたら、こういうことがあるからと言いましたら、管理者は、病院組合の中の人間だったら見ていい。それで、それはおかしいじゃないかと言ったら、その後、話をしていたら、じゃ、皆さん請求してくればいいですよと、そんな調子でしたよ。だから、病院組合の中もちゃんとしていないと思うんです。特にこの問題は……

〔発言する者あり〕

11番(土屋誠司君) 市長、市長はこのJMAとの交渉は先頭になってやっているんじゃないですか。副管理者、副管理者と言いながら、JMAとの交渉、おかしいでしょう。 議長(増田 清君) 11番 土屋誠司さんに申し上げます。この問題は一部事務組合の問題なので。

それで、皆さんにご報告申し上げます。先ほど当局に30日に本会議終了後、病院問題で全員協議会の申し入れをいたしましたので、そのときにこの問題の議論をしたいと思いますので、お願いいたします。

これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。公共施設の耐震化と幼保再編整備等について。

以上1件について、8番 土屋 忍君。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番(土屋 忍君) それでは、私は1項目でございますが、大変にわかりやすい質問とな

っておりますので、よろしくお願いいたします。

公共施設の耐震化と幼保再編整備等について質問をさせていただきます。

私は、平成20年の6月議会において、教育施設の耐震化促進についてと題して質問をいたしました。特に、下田市では幼稚園・保育所の耐震化が進んでおらず、また、国の政策で耐震化をその当時促進しているために、耐震補強工事の補助率が引き上げられ、交付税措置も含めると実質的地方負担は13.3%となる。至急検討すべしとの内容でしたけれども、そのときはっきりとした方向性は示されませんでした。

また、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合問題のとき、稲梓幼稚園の統合については、その 当時は考えはないとの見解が出されておりましたが、今回の再編計画では大きく方向転換し て、保育所4園と幼稚園2園を統合し、認定こども園としていくとのことですが、どのよう な考えからこのような大胆な計画となったのかお伺いをいたします。

新設園の概算事業費を見ますと、総事業費がおよそ7億4,600万円、国庫補助が、安全な学校づくり交付金として幼稚園の部分におよそ全体の6%の4,400万円。安心・安全な教育・保育という目的は同じでも、耐震補強工事には補助はあるけれども、新設は自分たちで勝手にしなさいという国の方針だと思いますが、既存の施設の耐震補強工事のほうが財政的には軽くなるのではないかと思いますけれども、見解を聞かせていただきたいと思います。また、起債はおよそ3億5,500万円、一般財源としておよそ3億4,600万円を充てるとなっておりますけれども、事業費の見込みというのはあるのかお伺いをいたします。

新設園は第3保育所の敷地を利用するとなっておりますが、4月中頃だったと思いますけれども、この件について意見を伺いに現地へ行きました。相当ひどい老朽化した状態、特に屋根の状況なども見せてもらいましたけれども、そのときの話の中で、これは先ほどの答弁にもございましたけれども、地震で津波が来た場合、川のそばなので怖いというようなことも言っておられましたが、その辺の対応は考えているのか。これは先ほど答弁いただいておりますけれども。

また、一部近隣の子供たちを除き、通園は親が車で送り迎えをしていると思いますけれど も、現状を見ていると、あの狭い駐車場が相当混雑し危険にも見えました。特に、遠隔地の 施設を統合するとなりますと今以上に車が混雑すると思いますけれども、その辺の検討をさ れているのかお伺いをいたします。

再編整備に関するさまざまな意見は、地域の説明会を開いて、その後検討すると全員協議 会でも先ほどの答弁などでも言っておりましたけれども、父兄の皆さんは、古くて安全も確 保されていない施設に子供たちを預けるよりは、多少遠くても、安全で、しかも新しい施設に、また、多くの子供たちと交流のできるところに預けたいと思うのが普通ではないかと思います。私の知り合いにも、稲梓の横川から母親が下田に勤めているため、朝、第3保育所に子供を送り、仕事の帰りに連れて帰るという生活をしている方もいらっしゃいます。

しかし、私の家もそうでしたけれども、親が勤めているため、祖父母など家の人が幼稚園に送り迎えをしている家族もいるわけでございます。全部の家族が車で送り迎えできたり、全部の家族が下田に勤めていればいいわけですけれども、その形態というのは多種多様な状況であると思います。幼保連携の施設をここにつくるので、各自考えて来なさいというのは余りにも気の毒なわけでございます。民間保育所は送り迎えのマイクロバスを走らせていますけれども、何らかの方法を考えているのか、先ほどもこのような関係のご答弁がございましたけれども、再度お願いをしたいというふうに思います。

4月中頃、私は稲生沢と浜崎の共同調理場を見せてもらいましたが、施設の老朽化に大変驚きました。私が議員になる前に浜崎の共同調理場の、電気屋をしておりましたものですから、電気の修理で市の教育委員会のほうから連絡をもらっては換気扇の清掃などを何年か行ったという経験がございます。その当時、およそ10年近く前の話でございますけれども、大変油で汚れていた換気扇を清掃し、また塗装して、またそれを取りつけに行ったという記憶がございます。10年前の話でございますけれども、私が見てももうそろそろ取りかえどきというふうに思った換気扇が、取りかえの予算がないということで、それを何回も繰り返しては使っていたわけですけれども、私が見に行ったときも、さらにそのときの換気扇を大事に使われていたというものを見たわけでございます。

また、その現場の人の話をいろいる聞きますと、現在の規格ではこのようなものを使わなければならないということで、あれは保温庫だか保冷庫というものを見せてもらいましたけれども、でも、これを使っていると、これとこれを切らないとブレーカーが落ちるんですよと、そういうような話をしておりまして、大変現場では苦労されているというものをまざまざと見せてもらったということでございます。さらに、学校に給食を運ぶ通路の部分というものも、屋根は相当さびていて状況が悪く、雨が降ると天井からさびでも落ちてきそうな、そういう状況でございました。

稲生沢の共同調理場はさらに状況も悪くて、稲生沢小学校の裏にあるわけですけれども、 学校の裏とまた山に囲まれた場所でございまして、1年中じめじめとした環境であるという ふうに思われます。給食の配送はグラウンドのわきを通り、入ったら向きを変えるのも大変 な、そういうような、皆さんもご存じのとおり大変なところでございます。システムというのも、どちらも旧来のコンクリートの土間に使用した水を垂れ流しているというシステムでございまして、じめじめしたような状況でございまして、ゴキブリだけはおりませんでしたけれども、衛生的にも相当問題ありというふうに感じました。

そこで、このような状況の中、市長に質問ですけれども、現在の共同調理場の状況は把握はしていると思いますけれども、幼稚園と保育所の再編整備と同様に、この調理場の整備、特にこの施設は衛生面で何か問題が起きると子供たちすべてに波及するという、そういう危険性もある施設でございます。早急に改修や建て替えが必要と思われますが、どのように考えているのかご答弁をお願いしたいと思います。

簡単ではございますけれども、私の主旨質問とさせていただきます。

議長(増田 清君) ここで10分間休憩いたします。

午後 4時18分休憩

午後 4時28分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

8番 土屋 忍君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) 幼保の再編整備等につきまして、最後のご質問の中で共同調理場の問題につきまして市長の見解ということでございます。ここだけ私のほうから今考えていることを述べさせていただきたいと思います。

現在、2つの共同調理場と2つの単独調理場、この4施設があるわけでございますけれど も、これで4つの幼稚園、7つの小学校、4つの中学校、それから教職員等合わせまして約 2,200食の給食を提供しているというような現状でございます。

それで、特に私も前に稲生沢の共同調理場を視察させていただきました。そこで食事もさせていただいたわけでありますけれども、大変これはちょっとひどいなというのを現実に感じておりましたが、ただ、いろいろ財政の再編をしている中で、何とかしたいと思いながら少し延ばしてきた経過があります。

現実には、この稲生沢の共同調理場、それから浜崎の共同調理場、朝日小学校の単独調理場、すべて耐用年数が過ぎているというような状況にありまして、これはやはりどこかで1

つの給食センター的なものにしていかなければならないという思いがございます。

それから、議員がおっしゃっていました4施設とも、作業環境というか、当時のやっぱり備品、什器等、全然古いものを使っていまして、やはり食の安全ということを考えると、これもやはり早く手をつけなければならないという中で、教育委員会のほうで平成22年度からの第9次の教育環境整備5カ年計画という中で、昨年9月に事務局のほうで基本構想と言えるような、下田市の学校給食センター総合新築計画というのをまとめてくれました。それで、この策定委員会の中でこの計画を説明して、5カ年計画の中に盛り込んで、まず、民間の保育所の改築、これが1番目、補助事業ですね。それから幼保の再編整備事業に続いての優先順位という中で共同調理場のことについての計画が盛り込めておりますので、私自身はこれはぜひ実行しなければならないという中で思いを持っておりますので、どこかで何らかの調査費とかああいったものの予算をつけながら進めていく作業という位置づけをしたい、こういう思いを持っているところであります。

議長(増田 清君) 教育長。

教育長(野田光男君) それでは、私からは幼保再編整備に関するご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、稲梓幼稚園の統合の考えはないという見解ではなかったのかというご質問が あったと思いますが、まず、それにお答えをしたいと思います。

平成18年6月に設置されました下田市学校再編整備審議会におきまして、幼・小・中のあり方について審議をしていただきましたけれども、この中で、幼稚園については中間答申で下田幼稚園に稲生沢幼稚園を統合、白浜、朝日、稲梓に幼と保を一体化した施設を整備すると、このように示されておりました。その後、小・中につきましては答申として再編整備の指針が示されまして、当時の状況では指針に当てはまる状況が稲梓中学校にあるのではないかと、こういうことで、ご承知のように稲梓中と稲生沢中との統合が答申ということで示されてきたわけでございます。

そういう経過の中から、稲梓幼稚園については既に中間答申として幼保一体化施設を整備すると、このように出されていたことから、今はないという、そのような見解を申したのではないかと、このように思います。

次に、また、今回の計画につきまして、どのような考え方からこのような大胆な計画となったのかと、こういうご質問ですけれども、決してこれは大胆な計画ということではございませんで、一言で言えば、急激な社会の変化に対応する、そのための計画ができたと、この

ように考えております。

以下、同じような答弁になるわけですけれども、幼稚園でも教育時間の前後とか、あるいは預かり保育などの要望が出てきましたり、あるいは保育所でもより柔軟な保育時間の設定、あるいは幼稚園並みの充実した教育をしてほしいと、こういう要望もされてくるようになりました。また、このような状況を背景に、制度的にも幼稚園と保育園の境をなくした施設、つまり認定こども園、これの開設ができるようになってまいりました。加えまして、ご承知のように静岡県では心配される東海地震に備えるため公の施設の耐震化、これが大きく求められるようにもなってまいりました。

このような状況下におきまして、下田市でも老朽化によるさまざまな課題が生じてきました施設を急遽、あるいは急ぎ安心して子供を預けることのできる施設にしたい、こういう考えのもとで、全市的かつ総合的に考えた中で今回の計画ができ上がってきたと、このように考えております。

あわせまして、予想以上に進んでいます少子化は市内全域の問題でもあります。今回の計画は実現性から言っても、あるいは将来的にも、現時点で考えられる最善のものではないかなと、私はこのように思っております。

また、議員さんが子供たちの送迎のことを大変心配をされておりましたけれども、最近聞いたところでは、千葉県の流山市のほうで、駅前送迎保育ステーション、こういうものを設置して、そして、それによって電車で通勤する、その子供さんを駅で預けると、そういうような取り組みをしたということで、これにつきましては共働き世帯子育て支援が大変大好評であると、こんなことでNHKも注目をしていると。こういうことで、取材をした結果を今月の30日、それから7月1日に放送予定であると、こんな話をお聞きしました。私もぜひこれを見てみたいなと。そして、この流山市におきましては、合計特殊出生率、これもこの保育ステーションを設けたことによって増加傾向にあると、こんなこともその情報の中に入っておりました。そういう意味では、子供たちの送迎の仕方一つで本当に親御さんが安心して子育てのできるそういう施設になって、それがまたまちづくりにもつながっていく、こういうような可能性もあるのではないかなと、このように思っております。

そういう意味では、バスをチャーターして子供を遠くからでも安心して送迎できると、こ ういうような環境も十分検討していかなければならないなと、このように思っております。

私のほうからは以上ですけれども、その他のご質問につきましては学校教育課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(増田 清君) 学校教育課長。

学校教育課長(名高義彦君) それでは、残りのご質問に対しまして私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

まず、既存の施設の耐震補強のほうが財政的に軽いのではないかというようなご質問についてでございます。これはあくまでも見込みとしてなのでございますが、幼保の耐震性のない7施設について、同じ規模の施設を建て替えした場合の試算ということで伺っていただきたいと思います。

保育所 4 園、第 3 保育所ですとか白浜、柿崎、大賀茂、この 4 園を今のまま同じ規模でつくり直した場合には大体 3 億8,300万円程度かかるのではないかということ、そして、幼稚園 3 園、これは稲梓と白浜、吉佐美でございますが、 3 億5,500万円、合計で 7 億3,800万円程度がかかるのではないかと。これはざっくりの額というふうに思っていただければ結構でございます。

そういうことから申しますと、今、事業費として予定しております 7 億数千万円ということでございますもので、同程度の建設費、耐震費がかかるのかなというようなことでございます。

ただ、これらの施設につきましては耐震化工事ができない。例えば白浜保育所ですとか柿崎保育所、かなりもう、昭和30年代の木造の建物というようなことで、耐震化ができないような建物である。あるいは白浜幼稚園ですとか吉佐美幼稚園、稲梓幼稚園、ああいうプレハブ的なものでございますと、屋根ですとか壁をすべて取り払って骨格部分の補強をしなければならないというような施設というふうに聞いておりますので、現実的ではないのかなというふうな感じを持っております。

事業費についてでございますが、これにつきましては、総合計画の中でも優位のうちに位置づけされているということもございますし、実際にこれはもう待ったなしで実行していかなければならない事業だというふうにとらえております。

そして、津波の危険について、また、駐車場の混雑、危険対応についてということでございますが、これは先ほど土屋議員さんのご質問でお答えさせていただいたとおり、県の想定では0.5から1メートル未満といいましょうか、そういう浸水の深さになるだろうというようなことでございますもので、2階への避難ということで対応可能と思いますし、今後、地域、あるいは保護者の方々がご心配ということであれば、園を取り巻くような高さ1.5メー

トルぐらいの擁壁をつくるとか、そういうことも考えられるのではないかというふうに思っております。

駐車場の混雑、危険対応についてでございますが、認定こども園の提供プログラムがいろいる多様化してくるというようなことで、例えば、朝早く来る子が増える、あるいはちょっと遅く来る子が増える。そういうようなことで、もしかすると登園、降園のちょっとばらつきが出てくるようなこともあろうかと思います。また、マイクロバスというようなものが利用されるということになれば、また違った動きになるのかなというようなことがございます。いずれにいたしましても、今後、第3のところにつくるということになった場合には、あの敷地の中にどのように建物を配置するか、どのような導入路を設けるか、そういうようなことで設計の段階から安全な配慮をしていきたいというふうに思っております。

送り迎えの方法についてはどうなのかというようなことでございます。これにつきまして も、やはり先ほど申しましたとおり、稲梓、朝日、浜崎、白浜、そういう地区からのお子さ ん、保護者にとっては、当然時間的、あるいは距離的なご負担というものが大きくなります ので、今後どのようなご意見が出てくるのか、それにしっかりとした対応をですね、マイク ロバスの導入も含めまして、しっかり検討していきたいということで考えております。

そして、最後に共同調理場の件でございます。

先ほど市長のほうからご答弁いただきましたとおり、4施設については相当古いというようなことでございます。そして、平成8年の〇-157食中毒の発生以来、衛生管理上の調理の過程が変わったということもございます。そして、文科省で決めております学校給食衛生管理基準というものも高度化しているというようなことがございまして、現在の施設では作業環境的なものが適合していないというようなことがございます。

先ほど市長からもありましたが、議員さんからもありましたように、今は主流がドライシステムと申しまして床がぬれないようなシステムをとっておりますが、今4施設はウエットシステムといいまして、床に水をまいて汚れをすべて洗い流すというような方法をとっています。また、いろいろ食品の下処理等の関係で、交差汚染ですとか二次汚染、また、空調設備がないことから適切な温度や湿度管理、こういうことについても心配される施設というふうになっております。

そういうことから、早急に施設整備をしなければならない時期というふうに考えて、第9次の整備計画の中では教育委員会としては第3番目に上げさせていただいているものでございます。そういうことから、これは先ほど市長からもお話いただきましたけれども、ぜひ実

行していきたいというふうに強く願っているところでございます。

以上です。

議長(増田 清君) 8番。

8番(土屋 忍君) 内容的にはほぼ質問に対して答弁をいただいたわけですけれども、今までの、この間もちょっと全協で言ったかもしれないですけれども、いろんな学校の統合問題とか、そういう問題につきますとどうしてもいろんな問題が出てくるわけですけれども、やはりこの幼保の再編整備につきましては、いろんな問題があるにしろ、最後まで残るというんですか、もめるというんですかね、そういう問題というのは、やはり遠くから通ってくる小さな子供たちを安全に、認定こども園ですか、ここにどうしたらということがお母さん方も一番心配すること、これが一番最後まで問題として私は残るんじゃないのかなというふうに思います。

そういう意味で、先ほど課長もお話されたように、十分にいろいろな、そのときに考える じゃなくして、こういうことも検討していますよというようなものを示した中で合意をいた だかないと、なかなか、こじれるというんですかね、そういう過去のいろんな経緯もありま す。そういうものをしっかりと参考にして、ぜひこういうものを進めていく必要があるのか なと。

私は前から各地にあるものを直して耐震化をしていけば財政的にもちょっとしたお金でいくんじゃないのかなというふうに思ったわけですけれども、1つ参考に聞きたいんですけれども、耐震補強工事ってございますよね、ところが、あちこちどこを見ても老朽化というのは相当進んでいるわけですけれども、老朽化の改修工事というんですかね、例えば耐震化でここにはりを入れましたよ、鉄骨で何かを入れましたよという、いわゆる純然とした耐震補強工事以外に、当然、今の幼稚園、保育所を見てもわかるように、床は汚いわ、屋根は今にも雨漏りがしそうだ、さびだらけだよと。それに、中に入れば天井がぼろぼろでというもの、当然相当なことがあるわけですけれども、要するに、この改修工事と耐震補強工事というのは別立てなんですか。

例えば、先ほど私が言いましたように、耐震補強工事については地元で13.3%、あとの86.7%は実質的には国のほうで何とか面倒見てくれるけれどもという話をさせてもらったんですけれども、耐震補強工事に出るお金と、今私が言ったような老朽化対策工事というんですかね、老朽化を今のきれいなものにするという、両方が建物を直すのにあると思うんですよ。そういうものというのは別個で、こっちは補助金はないよと、こっちはしっかりとした

補助金があるよという、その辺の概算の考えというのを1つだけ聞かせていただきたいなと。 両方とも古いものを耐震補強するんだから出るよというんでしたら、それはそれでまた1つ の考えかなと思うんです。その辺わかっている範囲内でお願いしたいなというふうに思いま す。

あとは、幼保の再編はわかりましたけれども、共同調理場については、先ほどもいろんな話をいただきましたけれども、ぜひですね、幼保再編整備に引き続いて大事な、耐震もそうなんですけれども、安全面から言えば、市長も先ほど言われたように至急取りかかるべきことだというふうに私も思いますもので、ぜひ続けてですね、いつかまた頑張ろうということじゃなくしてお願いをしたいなというふうに思います。

先ほど私の言った1点だけ。その辺がわかったらお願いします。

議長(増田 清君) 学校教育課長。

学校教育課長(名高義彦君) 当然、国の補助をいただくというような耐震工事ということになれば、ちょっと建設的な詳しいことはわかりませんが、しっかりとした、今後もそれを使っていけるような耐震工事というものでないと補助申請はできないというふうに私は理解しております。

ですので、例えば屋根から雨漏りがするですとか、あるいは壁がちょっと壊れているとか、 そういうような軽微な老朽化、そういうものを直すというものについては補助とかそういう ものはなくて、市単独の修繕ということで対応せざるを得ないというふうに思っております。 議長(増田 清君) 8番。

8番(土屋 忍君) 教育委員会の課長、ちょっと余りいい返事が……。建設課長、よく専門的にやっていると思うんですけれども、耐震補強工事と老朽化の改修工事というのは別立てで、補助金の関係ですよ、別立てなのかセットなのか、その辺だけちょっとお願いします。議長(増田 清君) 建設課長。

建設課長(井出秀成君) 私のほうで行っていますのは主として耐震補強の30万円、50万円とかの補助事業にかかわる部分でございまして、実質的に公の施設を云々というのはちょっと議論したことがないものですから、我々の純粋なそういった耐震補強の場合には、はりを入れるときに、あるいは基礎部分を直すとかとなれば、強度がクリアするまで増しますよということになりますので、当然、壁を壊してはりを入れるわけですので、そういった部分は補助対象になりますよと。ただし、屋根の部分が重たいものを軽いものにしてどれだけ強度が上がるのか、そういったものが耐震補強に関連すれば対象になりますけれども、関連しな

い部分は当然純粋に違う部分という、そういう理解で、同じ理解でよいのではないかと思いますけれども、ちょっと明確にその部分が、想定してなかったものでお答えできませんけれども、私どもの補助のほうではそういったふうに分けております。

議長(増田 清君) 8番。

8番(土屋 忍君) それがどうこうということではないんですけれども、私の考えとしては、耐震補強工事という形で進めた場合と全部建て直して1カ所に集約するということがどうなのかなという考えの中での質問ですから、先ほど言われたように、全部を建て直したときと同等程度というようなお答えがありましたもので、その辺で理解はできたと思います。質問は以上です。

議長(増田 清君) これをもって、8番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、共立湊病院の医療の空白について。2、第4次下田市総合計画 の策定について。

以上2件について、5番 鈴木 敬君。

[5番 鈴木 敬君登壇]

5番(鈴木 敬君) 政新会の鈴木 敬です。

6月定例会の一般質問の最後となります。

これまで何人もの議員が、私の今日一般質問する共立湊病院の医療の空白の問題、あるいは第4次総合計画の問題、質問しましたが、特に病院問題については市民の生命がかかっていることですので、しっかりした答弁をお願いしたいなというふうにお願い申し上げます。

まず、共立湊病院の医療の空白の問題についてお聞きします。

3月定例議会においてもこの問題について市長にお聞きしました。共立湊病院を現在運営している地域医療振興協会との指定管理者の契約が平成23年3月いっぱいで完了します。そのときに次の指定管理者が決定していなければ、地域医療振興協会は撤退し、共立湊病院から医者も看護師もいなくなってしまい、病院は廃院に追い込まれてしまうかもしれない。どうなんですかと、共立湊病院の副管理者である市長にお聞きしました。

市長は、地域医療振興協会は公益医療法人ですから、この地域のいろいろな事情があって も、例えば指定管理者がそれまでに決まらない、あるいは決めてもオープンまでに間に合わ ないということがあっても、この地域の医療を捨ててまで撤退をするということはあり得な いというふうに思っておりますと答えられました。さらに、そういうことが起きないだろう と、起きるはずがないと言っているのは裏づけがあって言っているんですよ。今現在、指定 管理者を受けていただいている地域医療振興協会の理事長に私自身が確認をして、そういう 言質をいただいているとまで言い切りました。これで共立湊病院の23年4月から24年5月ま での間の医療の空白は解消されたと安心をしたのですが、その後の事態の推移を見てみます とこの点が大変怪しくなってきました。

4月に入ってから新たな事態が次々と起こっています。

まず、4月10日に、次の指定管理者、病院経営者が決まらないままに新病院建設のプロポーザル競技公開ヒアリングが再開されました。4月12日には、伊豆下田病院の医療法人祥和会が病院経営を地域医療振興協会に譲渡すると発表しました。同時に、梓友会の介護施設の嘱託医も4月から地域医療振興協会に委託されることとなりました。4月16日には、これは河津町長選の2日前ですが、一部事務組合正副管理者が下田市役所で記者会見をし、新病院の指定管理者として社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと基本協定に向けた協議を行っていくと明らかにしました。4月18日は河津町長選挙投票日、河津町立病院構想を唱えた桜井町長が敗れ、下田への新病院建設推進を主張した相馬候補が当選しました。翌19日には新病院建設プロポーザル競技審査の結果発表があり、戸田建設が17億8,185万円で落札しました。4月28日には一部事務組合運営会議が開かれ、1市5町の首長さんたちがジャパンメディカルアライアンスと指定管理者の協議を進めることを大筋合意しました。

これらの事態の流れを受けて、その集約された形として、5月24日に共立湊病院組合運営協議会が開催されました。共立湊病院のホームページに記載された運営協議会会議録によると、協議事項は、1、指定管理者指定期限満了後から新病院開院までの医療体制について、2、指定期間満了後の協会職員の処遇についてであります。席上、一部事務組合正副管理者、組合議会正副議長、地域医療振興協会理事長・事務局長・病院長の3者間で、かなり白熱した、あるいは感情的な議論が展開されています。

会議の中で地域医療振興協会側は次のように主張しています。

第1に、これまで組合副管理者と話してきたことは私見であり、法人や理事長としての発言ではない。第2に、来年3月31日をもって指定管理者の期限が切れるので、協会はやめたいと考えている。第3に、指定管理者の公募のときの条件は、万一平成23年3月に新病院の竣工が遅れた場合は、現病院の診療等は新病院の新指定管理者が行うものと理解している。したがって、ジャパンメディカルアライアンスに4月1日から来てもらうようにするというのが筋である。第4に、伊豆下田病院で賀茂の医療を守る。2次救急をやる。予約すれば地域の医療の空白をつくらないために振興協会は引き続き賀茂地域で急性期医療に取り組んで

いくが、それは共立湊病院ではない。伊豆下田病院においてであるということです。

3月定例議会において市長が言った医療の空白は生じないということの意味、内容が大きく変わってきているのではないか。このままでは本当に共立湊病院から医者も看護師もいなくなってしまうのではないか。本当に医療の空白が生じるのではないかとまた心配になってきました。

私が思うに、地域医療振興協会の共立湊病院からの撤退の意志はかたい。この点、市長は どのように認識しておられますか、まずお聞きします。

次に、協会が撤退した後にも共立湊病院を医療の空白をつくらずに運営していくためには、次の指定管理者となるジャパンメディカルアライアンスに平成23年4月1日から共立湊病院を運営していただくようお願いするしかないと私は思います。ところが、5月24日の運営協議会会議録で見る限り、組合管理者側も組合議会側もジャパンメディカルアライアンスに要請しようという意図が全く感じられない。

振興協会側は、次の指定管理者がやるのが公募のときの条件ではなかったのかと言っている。それに対して組合側は、事情が少し変わってきているんだと言う。「公募条件は変わったのですね」、「そういう部分では条件は変わります」。「公募は一応聖勝会がおりた時点で終わって、JMAは随契で決めたということですか」、「そうです」。このようなやりとりも記載されております。これは重大なことです。これまで共立湊病院の新病院の指定管理者は、改革推進委員会が作成した公募の条件に基づき審査され決定されてきました。その前提条件が変わってしまうのです。

つい先日の6月17日に、1市5町の首長さんたちが集まって病院組合の運営会議が開催されました。ジャパンメディカルアライアンスから指定管理者の申請書が提出されたこと、そして、契約に向けた基本協定書案が了承されました。その中でも契約期間は平成24年5月から15年間とされていました。振興協会撤退後の23年4月から24年5月までの1年1カ月間の医療の空白についての具体的な議論はほとんどなされておりません。

病院組合副管理者たる市長は、現在、ジャパンメディカルアライアンスと指定管理者契約に向けてどのような交渉をしているのか。そして、何より賀茂地域の共立湊病院の医療の空白を生じさせないために、23年4月1日から共立湊病院の運営をジャパンメディカルアライアンスに要請するお考えがあるのかお答えください。

ここまで一部事務組合たる共立湊病院の内部まで踏み込んだ質問もしてきましたが、事は 下田市民の生命にかかわるものです。市民が安心する答弁をぜひともお願いします。 次に、下田市第4次総合計画の策定についてお聞きします。

地方自治法第2条第4項には、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」とあります。まさしく市にとって憲法に当たります。その割に日常的には意識の外にある存在である点でも日本国憲法と同じかと思われます。しかし、日本国憲法とは違う点があります。10年計画であり、10年に一度は見直し、改正していくという点です。

第4次総合計画策定に向けて、5月12日の白浜地区を皮切りに、各地区懇談会が開催されてきました。その中で出た住民の声で何といっても多かったのは、第4次の前に第3次計画の検証、何ができて何ができなかったのかという総括はしっかりなされているのか、まずそれを見せてほしいという点でした。

市は、第3次計画は美辞麗句で計画がつくられているため、具体的な事業がつかみにくくなっている。具体的な数値目標がなく、達成度を示せないと言っていますが、数値であらわせない部分であっても、第3次計画で目指したまちづくりがここまでは実現できた、この点は残念ながら実行できなかった等々語ることはできると思います。まず、第1に、第3次総合計画の検証をお願いします。

関連して、予算における市長の施政方針、決算における主要な施策の成果、それに、下田市行政経営方針としての集中改革プラン、第4次下田市行財政改革大綱、それぞれの総合計画との関連性について説明をお願いいたします。特に集中改革プランの検証、それに第4次行財政改革大綱は平成22年4月1日までである。もう終わってしまった。第5次はどうなっているのか等説明をお願いします。

次に住民の声として多かったのは人口問題でした。少子高齢化、人口減少社会の急速な進行に対する不安と、何とか若者の定住を図ってもらいたいという願いからの企業誘致の要望でした。市の回答は現状固定的で、どちらかというと悲観的でした。

確かに、「人口が減り、少子高齢化が進むのは全国的な問題である。定住促進を進めても 各地での綱引きとなるだけで、下田がその綱引きに勝てるかも難しい」、あるいは「他市町 では企業誘致を考慮しているところもあるが、伊豆の先端の下田では難しいと考えている。 下田では企業誘致の優遇制度は設けていない」、以上は担当課の地区懇談会での回答ですが、 それで仕方がないというのであれば、そもそも総合計画を策定する意味もありません。

例えば、情報通信環境整備についても同じようなことが言えます。市は「下田のADSL

の普及は30%だと聞いている。光ファイバーなどは多額の費用がかかるため市だけでは難しい。民間も営利判断するためうまくいかない」と言って、それで仕方がないと現状を追認するだけです。

総合計画とは、10年後の世界情勢、日本社会のありようを予測し、その中で下田市がどうやって生き抜いていくのかの方策を考え、提案し、実行していくものだと思います。計画策定における基本的視点として、現状を把握した実行可能な計画づくりを挙げ、本市の実情に合致した実行可能な計画とする。あるいは、身の丈に合った計画と言っていますが、そのことがかえって自らの手を縛ってしまうのではないかと心配してしまいます。単なる美辞麗句に終わってしまって、下田市を根底的に変えていくような、そしてまた将来に期待が持てるような具体的な実行案がないのではないかと心配してしまいます。当局の見解をお聞きします。

最後に、第4次総合計画策定に向けた今後のタイムスケジュールについてお聞きします。

第3次総合計画の策定経過を見ますと、議会での議決の1年3カ月前に総合計画審議会を発足させ、10カ月にわたり9回の審議会で答申をしております。それを受けて6月定例議会に、これは10年前ですが、6月定例議会に総合計画基本構想が上程され、議会は第3次下田市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査の形で8回の特別委員会を開催し、9月定例議会で修正可決しております。

今回の場合、この6月から総合計画審議会にかけられ、議会に上程されるのは12月を予定していると聞きました。それから前回と同じように特別委員会を設置し審査すると、来年3月定例議会で採決されることになります。議員としての一身上の都合を言えば、来年4月には市議会議員選挙が予定されております。何ゆえこのような窮屈なタイムスケジュールになったのか、当局の見解をお聞きします。

以上で主旨質問を終わります。

議長(増田 清君) 当局の答弁を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) 病院問題につきましては、今日最後の答弁になります。

今、議員のほうから4月、5月、6月の流れをるる説明をしていただきまして、今、頭の中で整理をしておりながら、ああそうだな、結構流れがあったなというふうな感じを持って聞いておりました。

議員のほうから1つ、地域医療振興協会が共立湊病院から撤退の意志はかたいよという、

こういうことに対して市長の認識ということでございますが、昨日来言っておりますように、私どもはそういう意識を持っていません。いわゆるこの地域の救急医療を含めた基幹病院としてやっていただくのは、今現在、湊病院である。そして、先般、指定管理者の申請が出ましたJMAは24年の5月ということをおっしゃっている以上、空白の期間ができるわけでありますので、これにしっかりした考え方を、我々一部事務組合を構成しておる市町の長はしっかりした考えを持ってこの間の対応をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今の現状では、先ほど来言っておりますように、この7月1日の病院の臨時議会の中で、いわゆる指定管理者が決定をされます。となると、計画的なものがそれに沿って実行されていくわけであります。

それから、地域医療振興協会との話し合いの中で、100条の問題が片づかなければ話し合いに応じないということを言われておりますので、この7月1日の臨時議会の結果というのがこれから大きな流れのスタートになるのではないかという認識を持っておりますので、今の段階ではすべて白紙の段階で、各一部事務組合の長がどういう判断をして、どういう動きをして、ここからそういう大事な病院がなくならないように方向性を決めようという話し合いに入るのではないかというふうに思っておりますので、それに向けて副管理者とすれば努力をさせていただくということでございます。

それから、2点目の来年の指定管理者の期間、とりあえず契約が終わるという中で、議員は、そこで協会さんがいなくなってしまうということを前提に、来年の4月1日からJMAのほうにお願いする意思があるかということは、全くこれは今の段階では方向性は出せない状況でございまして、まずは、先ほど申し上げましたように組合の意思が統一されてどのように動くか、どのようにお願いをしていくかということが出てくる問題でございますので、それからの動きになるのではないかなというふうに考えております。

第4次の下田市の総合計画の問題でありますが、最初のほうに、第3次の計画の検証をしてというのが各地域懇談会の中でも声が大きかったということで、検証をお願いしたいというようなご質問でございました。

現在の第3次の計画につきましては、目標値とか財政計画が明示されていないため、進捗 状況の把握が大変困難な計画となっています。これは今までの基本計画をつくる中で、全国 同じようなスタイルの基本計画がつくられていたわけでありますが、そういう反省から、数 値目標の成果指標を定めて、計画、実施、評価、改善という、経営革新ができる計画策定の 流れというのが今どこでも試行錯誤でございますが、生まれてきているのが現状であるとい うふうに私ども思っております。

そういう中で、主要な施策の成果、あるいは決算資料、こういうものに基づきまして拾い出しを今行っています。その成果品をもとに、第3次の計画で実施できたもの、あるいは実施できなかったものの判別を行いまして、来月の8日に開催します第2回の審議会のほうへ資料として提示をしていきたい、こういう予定になっております。

今つくろうとしている第4次の計画につきましては、数値目標、今言った財政計画を定めまして、基本計画の段階で評価して検証できるような計画としたいという思いで作業を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、2年前ですけれども、平成20年1月には、第3次の計画の分野別の現状、それから課題を点検するために、分野別のレポート、そしてその実施状況点検書というものを各課のほうから出してもらっています。昨年の7月には第3次計画の実施状況の点検及び第4次計画での取り扱いについて所管課の意見を提出してもらっております。本年2月に事務局でそれらをまとめたものを各所管課に提示をしまして、その課の確認作業を経て基本計画の素案が今作成をされているというふうに理解をしてください。したがって、現在取りまとめております基本計画は第3次の計画の点検作業を経た上で作成されるものだというふうに思っていただければ結構でございます。

あと、施政方針とか主要な施策の関係については、当然これは直接的に関連しております。 それから、人口の問題、タイムスケジュールが大変タイトであるというようなお話がありま したが、これは今現在これを進めております担当のほうから報告したほうが一番よろしかろ うと思いますので、答弁をさせていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 総合計画に関する予算における市長の施政方針、あるいは決算における主要な施策の成果、それから、行政の経営方針としての改革プラン、さらに、第4次の行革大綱、それぞれの総合計画との関連についてというご質問でございますけれども、市長の施政方針につきましては、主要施策とその取り組みということで総合計画の施策の体系に基づきまして作成しておりまして、直接的に関連している項目でございます。

また、主要な施策の成果につきましては、自治法の第233条第5項の規定によって、決算に係る各部門の主要な施策について説明する書類となっておりまして、これはあくまで決算に関連する書類でございますので部門ごとに作成しておりますけれども、直接的に総合計画との関連が明確でないという向きもございますが、この内容については総合計画に掲げた内

容の一定の成果としてとらえることができるというふうに考えておるものでございます。

また、第4次の行革大綱につきましては、第3次の総合計画に掲げる効果的・計画的な行財政の運営、これを推進するための手段の1つでございまして、そういう位置づけとなっているものでございます。

なお、集中改革プランにつきましては、田坂議員のご質問にもございましたとおり、第4次の行革大綱の実施計画として位置づけられておりまして、既にその成果につきましてはまとめ上げておりまして、田坂議員のご質問に答弁させていただいたとおりでございます。

集中改革プランの検証、それから第4次計画、これについては本年4月1日までの計画でございます。もう終わってしまった計画について、第5次はどうなるのかというご質問でございますけれども、集中改革プランにつきましては平成21年度の決算見込みによりまして実績値の最終の確認をしている段階ということで、今、取りまとめ作業を報告している段階でございます。そういった内容をもとに、これからさらに詳しい評価、検証を行っていく予定となっております。今年度中にはこれまでの取り組みを継承する第5次の行革大綱、それから、その実施計画を策定しまして、さらなる改革に着手するための準備を進めているところでございます。

なお、この集中改革プランにつきましては、ご承知のとおり平成17年度に総務省の指針が示されまして、全国的な統一基準のもとに策定した経過がございますけれども、次期の改革プランの取り扱いにつきましては、まだ国のほうから具体的な考え方が示されておりません。そういう状況ではございますけれども、この行革というものは行政の永遠の課題というふうに考えておりますので、今後とも継続して取り組んでいく必要があるというふうに認識しているものでございます。

次に、下田市を根底的に変えていくような具体的な実行案ということでございます。

単なる美辞麗句に終わってしまって、下田市を根本的に変えていくような具体的な実行案がないのではないかというご心配でございますけれども、私ども、現状認識としましては、人口の減少、それから少子高齢化の進行、これはもう事実として直視しなければならないというふうに理解しております。そして、この傾向につきましては、今後も人口シミュレーション等をかんがみますと続いていくものというふうに推測しておりまして、この人口減少の中で、生産年齢人口の減少、これに伴う地域活力の低下とか税収のさらなる減少などが懸念される。これも誤ってはいないというふうに考えております。

そのような現状の認識のもとで、人口の増加に効果的な具体的な施策の1つであります企

業誘致につきましては、これは従前からも申し上げておりますが、現在の経済状況とか、あるいは下田市の置かれた地理的な要因から、実現するのは非常に困難があるということで、さらに、定住を促進するような方策につきましても、効果的な手法を見出すことは難しい状況にあるということは認識しております。こういった状況を正面から受けとめた上で、人口の減少に歯どめをかけられるような方策を見出すことができるのかということで、今後、全市的な取り組みを展開していく必要があるというふうに考えております。

また、少子化対策とか子育て支援などの人口減少を食いとめる施策を研究するとともに、 人口減少と少子高齢化に対応しました施設の再編整備や定住促進のための事業、こういった ものを実施して、市民が将来にある程度の希望を持てるような、そういった取り組みを推進 する必要があるというふうに考えてはいるんですが、議員さんご指摘のとおり、なかなか根 底的に変えるような実行案が見つからないというのが1つの苦悩としてあるわけでございま す。

ただ、先般、下田市を訪れてくださいました有識者の方のお考えでございますけれども、 企業等の誘致ということを考えた場合、下田市の立地条件等も前提としまして、現在、全国 的に自治体間の競争が非常に激化しているという中で、よほどの差別化をしない限り成功は なかなかおぼつかないということをおっしゃっていました。

差別化の1つの方法としましては、下田の特徴、これはハード面、ソフト面におきましても、こういったものを生かせる産業ということで、例えば、頭脳型の産業とか、あるいはものをつくり上げていく試作型の産業、要するに完成するものではなくて試作的なものを生み出していく産業、あるいはユニークな小売業とか研究所とか教育機関、こういった地理的な弱点をカバーできるような、そういった産業の誘致が1つの考え方として浮かび上がってくるのではないかというふうにおっしゃっておりましたので、1つの参考にしながら今後さらに調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、スケジュール的な関係で、非常にタイトなスケジュールということで、どうしてこのような窮屈なスケジュールになったのかということでございますけれども、これにつきましては、平成20年1月に下田市と1市3町による合併の関係がございまして、この合併協議会の準備会が設置されましてから昨年6月の合併協議会の廃止が協議されるまでの間の空白期間、これがこの総合計画の策定事務を実施できなかったことによるものが大きな原因の1つでございます。

今後、厳しい日程の中でのご審議となりますけれども、ぜひ議員さんを初め市民の皆様方

のご理解、ご協力をいただきましてスケジュールどおりに計画を策定していきたいというふうに考えております。本年度の施政方針におきましても、この12月議会への上程については記述させていただいておりまして、そういう中でのスケジュールの編成でございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) まず、病院の問題についてお聞きします。

市長は、現時点では地域医療振興協会が撤退を決断したというふうには考えてはいないと、まだ交渉の余地があるというふうなお考えで、それが7月1日に組合議会の臨時議会を開催し指定管理者をある程度決めて、そのときに同時に100条委員会も、その結論ですか、そういうのも出せば、それから後、再度地域医療振興協会との23年4月以降の湊病院における医療に関しても交渉もできるよというふうなことをたびたびおっしゃっておりますが、少なくとも5月24日の運営協議会における会議録を見る限りにおいては、もう地域医療振興協会は撤退するというふうに言っていますよね。

これを再度交渉する、ひるがえす前提として、100条委員会の結論が何とか出ればもう1回交渉できるんじゃないかと市長はたびたびおっしゃいますが、100条委員会のことに関しては、地域医療振興協会側は、あれは2月5日の時点で、つまり1月23日に正副管理者が協会側に意向を確認したと、そのときに意向確認した、どうするんですかという、聖勝会が辞退した後の受託について意向確認したと。そのときに協会側が100条委員会の問題と一部事務組合の首長さんたちの合意の問題を明らかにしてくれれば、それから再度話に乗るかもわからないというようなことで、あれはあくまでも次の指定管理者がまだ決まっていない時点でのことであるというふうなことは協会側もたびたび言っております。次の指定管理者が決まった以上は、もう協会側は撤退するというふうなことを言っています。

ですから、市長がたびたび言っている100条委員会がどうのこうのということは、現時点では23年4月から24年5月までの間の病院経営についての条件にはなりません。それを市長は再度、いろいろ議事録とかいろんなものを見てもう一度確認したらどうですか。それについて再度お考えをお聞きします。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 先ほど私が述べたのは、議員が地域医療振興協会はこの空白の期間や りませんよということを意志がかたいとおっしゃいましたから、私はそういうふうには考え ていないと。先般の運営会議の中でも、東伊豆の町長さんからは地域医療振興協会さんにやっていただきたいなという意見も出ました。ですから、先ほど申し上げましたように、私どもが1月21日にお願いに行って、2月25日、これは指定管理者の問題で行ったんですが、とにかく100条委員会の問題が片づかなければ我々は土俵につくことはできませんと言われて、これは、今、議員は、もうその問題はそのときでおしまいだよという話をしていましたが、先般の24日の病院の運営協議会の中でも多分100条のことをおっしゃっていたんですね、理事長さんが。ですから、やはりこういう問題をまず片づけて、しっかりお話し合いの場を持つというのは、私どもが今全く白紙の状況で臨みたいという形で考えているということを述べさせていただいたわけです。

それにつきましても、今言ったのは私の個人的な考え方でありまして、これは当然のことながら運営会議にかけて、1市5町の首長の意思をまずまとめてから、どういう動きをするかということになるのではないかなというふうに考えております。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 去年の改革推進委員会の作成した公募のときの条件では、指定管理者が決まれば、その人が23年4月以降の新病院開院までの医療についても責任を持って当たるというふうなことだと、そういうふうに理解しておりましたが、具体的にジャパンメディカルアライアンスと交渉して基本協定書も大枠合意をしているというふうなところで、7月1日の組合議会の臨時議会でそれについての議会の承認を得たいというふうなことを言っている。その段階でなぜジャパンメディカルアライアンスに23年4月以降の共立湊病院での医療をお願いできないのか、そこら辺の理由について、市長のほうからなぜできないのかということについてのご説明を再度お願いします。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 先ほど来申し上げておりますように、ジャパンメディカルとの交渉は病院組合が行っているものでございます。ですから、どういう内容で交渉するとか、どういう内容で話し合いを持っているかというのは、この臨時議会の中で指定管理者が申請してきた内容が公開されますので、そういう中で当然わかってくる問題であろうと思いますし、今言った、まだ指定管理者が決まらない中でそういうお願いをするのも、向こうの計画の申請でございますので、話の過程とすれば触れた部分もありますが、内容についてこの議会の中で報告することはないというふうに考えております。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) ということは、次の指定管理者が決まれば、次の指定管理者に直ちに 共立湊病院の23年4月以降の運営についての協議、交渉、お願いに入るというふうに理解し てよるしいでしょうか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) だから、先ほどから何回も答弁しておりますように、白紙の状況だというふうに何回も言ったじゃないですか。白紙というのは、いろんな選択肢、前にもほかの議員さんからもご質問があったときは、いろんな選択肢がある中で病院組合の運営会議がどういう判断をして、今後その医療空白をなくそうかということになってくるんだということを何回も説明しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) この問題に関してはどうも論点が、私の言うこともわかっていただけないし、市長の言うこともちょっと私には理解できない部分があります。とにかく医療の空白ということの内容、概念がずれてきているというふうなことに関しては、そういうふうにとらえなければ仕方がないのかなと思います。

私たちは最初、共立湊病院での医療がなくなってしまうというふうなことを恐れたわけですが、地域医療振興協会側は、いや、それに関しては伊豆下田病院でやるよ。ですから賀茂地域における医療の空白は生じさせないように自分たちも頑張るよと言っております。そういう意味での医療の空白は、そういう意味では若干ながら何とかやってもらえるようになるのかなと思いますが、共立湊病院の医療については、これは空白というのはほぼ、今のままでいくと確定してしまうのではないかというふうに思います。市長はいっときも早く地域医療振興協会に再度湊病院の医療運営をお願いするということの考えを改めて、次の指定管理者にお願いするというふうに早急に変えて交渉してくださることをお願いします。

これについては以上です。

次に、第4次総合計画についてですが、基本計画のありようですね。基本計画のありよう、 基本的な視点という形の中で、現状を把握し、身の丈に合った計画を進めていくということ は、これは基本的なことであって、何ら間違いではないと思います。無理な計画を設定する ということは、やったら自分たちが破綻してしまうというおそれが多分にありますので、現 状をしっかり把握して、現状を把握する中からどうやっていこうかということの方針を立て るということは大事なことだと思います。

しかし、余りにも現状に重きを置く、あるいは現状に拘束されて、今の下田の力はこれだ

けだからというふうなことだけで10年間の総合計画を立てていくと、では下田市は何ができるのか、その10年の間にとにかく、今、世界、あるいは日本の社会の変転のスピードは物すごいです。それについていけなくなってしまう。下田市が時代に取り残された、そういうまちとして、あそこは昭和が残っている、あるいは平成の最初、あるいは明治が残っている、そういうまちで生きていくというのであれば別ですが、そうでなく、下田市が観光も含めているんな、医療も含めて、いろんなものも時代に合わせて生きていこうとすれば、時代のありようの方向性をしっかり見定めて、それに向けて下田市は何をしていくのかというふうなことを、その中で、身の丈に合ったことだけじゃなくして、身の丈以上のこともあるいはやらなければ下田市が生きていけないという、そういう判断も当然あると思います。

その一例として、私は、情報通信の問題、これからとにかく道路よりも社会的インフラ整備にとっては情報通信のほうが大事になってくるということを何回も言っていますが、そういうふうなことの判断、決断も必要になってくるかもしれない。これは情報通信だけでなくてほかのほうもあると思いますが、そういう10年後の世界、あるいは日本、あるいは下田市のありよう。現状を追認していくだけじゃなくて、現状を把握するだけじゃなくて、その現状をどうやって打破していくのかという、それがなければ総合計画にならないんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、現状を打破していく、市民に夢と希望を与えていく、そういうふうなことが総合計画の中に盛り込まれなければ、何のための総合計画かということになると私は思 うんですが、そこら辺について当局のお考えをもう一度お聞かせください。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) どうも、第3次の計画を検証してつくりなさいという中で、我々はやはり一番今回の第4次の総合計画のつくり方は、まず1点は身の丈に合ったということを担当課のほうに命じています。それから、実行のできないような総合計画をつくらないでほしいと。実行性がある、でも、その実行性のある中には財政の計画だとかいろんな戦略的なものを入れて、この計画が10年間の中で進めていけるような総合計画をつくりなさいというのを担当課のほうに言ってあるわけであります。

ですから、先ほどの質問の中で議員が日本国の憲法と一緒だということをおっしゃいましたけれども、全く違うんですよ。違いますよ。総合計画というのはあくまで計画、最上位の計画。例えば日本国の憲法だったら日本国の憲法ということなんですけれども、それと一緒にするなんていうことは僕はナンセンスだと思います。憲法は法律として守らなければなら

ないものじゃないですか。でも、基本計画というのは我々が目指すものをつくる、下田市の 最上位の計画なんです。そういう位置づけで考えなければ、あくまでこれを日本国の憲法と いうような考え方でやっていったら、とんでもないような総合計画ができてしまいます。だ から、ちょっとまた敬さんと意見が違ってしまいますけれども、当然担当課もそういう思い でつくっていると思います。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 憲法とは違うとおっしゃいますが、確かに憲法とは違います。しかし、議会で議決して10年間こういうふうにしようというふうなことですから、それは当然拘束力、規制力はあります。これはただつくって、その内容を守らなくてもいいよ、あるいはその結果はどうなっても責任はないよというものではないと思います。少なくとも議会で議決するわけですから。これについては法律第何条ということではないとしても、これはそれだけの重みがあるものだと思います。そうじゃないんですか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) だから、議決をするから憲法と同じようなものだというのは、それは いいですよ。議決するときの考え方として、敬議員は、これは日本国憲法だという思いでも って議決をしていただければいいんですけれども、つくる側からすればそういうものではな いという考え方で、当然担当課のほうに聞けば、多分僕と同じような答えは返ってくるとい うふうに思っています。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 議員のお考えは、身の丈に合ったとか実行可能とかという、 そういうフレーズが、現状に拘束されて非常に萎縮されてしまう計画に陥ってしまうんじゃ ないかと、そういうご心配での発言かというふうに理解させていただきます。

この計画につきましては、ご説明申し上げましたけれども、基本構想については10年間というスパンの中で、基本計画も10年間ですが、中間点で見直しをさせていただきたいと。実施計画については3年間で毎年度のローリングという形の中で、時代に即応した流れの中で、潮流に合ったような計画に見直しを進めていくと、そういう基本的な考え方がございますので、そういった意味では硬直化した計画ではないと、かなり弾力性を持った計画ということで考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 現在出ているのは基本構想ですね。基本計画まではまだ策定されてい

ない、できていないわけですね。今現在は基本構想があると。総合計画審議会に諮問されるのも現時点では基本構想だけなわけですか。基本計画はまだ入っていないということなんですか。そうすると基本計画というのはいつ頃できるのか、これをちょっと教えてください。議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 基本計画につきましては、具体的にお示しさせていただきますと、それぞれの構想、施策の体系に基づきまして、計画の施策の体系に基づいてそれぞれ分野ごとに項目分けします。その項目を記したものをこういったようなシートの中でいろいる分析しまして、この中に数値目標を入れながら計画をつくっていくということでございまして、これについては審議会の中で委員さんにお示ししながら、財政計画もあわせてお示しするわけですから、当然その内容についても説明しませんと財政計画についての説明になりませんので、そういう中でご審議をいただいて練り上げていくということでございます。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) それで、第3次総合計画の検証の中で言われているのは、要するに数値目標がその中では入っていなかったので、具体的な進捗状況、どれだけのことができたかの検証はなかなか難しいということで、第4次総合計画においてはできるだけ数値目標を取り入れていこうと。

数値目標を取り入れるのは基本計画の中においてですか。例えば、第3次の総合計画なんですけれども、例えば道路、鉄道、施策体系がありまして、主要な事業。主要な事業の中に伊豆縦貫道整備事業建設促進とかいろいろのがありますけれども、ここに数値目標を入れるということなんですか。ここら辺のところについて、全部は入れられないと思いますが、そこら辺の基本計画と数値目標の関係についてお聞かせください。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 基本計画の中に数値目標を定めていきたいと。その基本計画 の到達度について評価、検証できるような形にしていきたいということでございます。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 大体わかりました。まだ聞きたいこともいろいろ次に出てくると思いますが、とりあえず総合計画がこれから先10年間の下田の、根底から下田のありようを決めていく、そのようなものであると私は思いますので、憲法じゃないからそんな規制力はないなんていう意見もありますが、私はこれに基づいていろんな計画が立てられていくんだというふうに理解しますので、そこら辺については十分にやっていただきたいなと思います。

それから、また1つ、ちょっと横道にそれますけれども、第3次総合計画の中の一番最初のところに下田市市民憲章というのがありますよね。これは昭和45年に制定されましたが、これはずっと手つかずで、ずっといくわけですか。第4次においてもこれはこのまま継承されるわけなんですか。

そこで一番僕は思うんですが、1から5までありますよね。下田の街は、我等の姿、美しい街を作りましょうというのと、下田港は、我等のふるさと、訪れる人を温かく迎えましょう。郷土の歴史は、我等の誇り、住みよい街を作りましょう。これです、第4番目、はまゆうは、我等の香り、自然を大切に守りましょう。第5番目、太平洋は、我等の力、ちからいっぱいはげみましょう。

この第4のハマユウですね、これについて、下田市憲章にありながら、一切下田市のいろんなものに出てこないという......

議長(増田 清君) 3分前です。

5番(鈴木 敬君) 公園整備なんかにもハマユウというのは全然出てこない。汐見台公園ですか、そこにも、どこの公園にしても、何も出てこない。これは何なんですか。下田市市民憲章というのは何なんですか。そこら辺についてお聞かせください。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 市民憲章というのは下田市のまちづくりの基本的な考えを具体的に言葉としてあらわしたものと。確かに今のハマユウという植物について、なかなか見かける場面が多いとは考えておりませんけれども、ずっと下田は海岸端に植生する植物として、旧南高の校章にもハマユウが使われていたということで、現在、吉佐美にもハマユウ公園という名称で公園がございますけれども、今後、適切かどうかということは別問題として、これは過去からずっと伝統的に引き継がれてきた憲章でございますので、その辺でまた議論があれば、その議論は議論として受けとめて、また内部検討させていただきたいというふうに思います。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 個人的にもハマユウというのは割と好きな花でありますし、ずっと前に市長にも、海遊公園にハマユウを植えたらどうかという話をちょこっと言ったような覚えもたしか記憶の中にありますが、とにかくもっとハマユウを下田市は取り上げていってほしいというふうなお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長(増田 清君) これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

議長(増田 清君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日は遅くまでご苦労さまでした。

午後 5時52分散会